

平成 30 年

三重県議会定例会会議録

(3 月 2 日)
(第 5 号)

第 5 号
3 月 2 日

平成30年

三重県議会定例会会議録

第5号

○平成30年3月2日（金曜日）

議事日程（第5号）

平成30年3月2日（金）午前10時開議

- 第1 県政に対する質問
〔一般質問〕

会議に付した事件

- 日程第1 県政に対する質問

会議に出欠席の議員氏名

出席議員 48名

1	番	芳野	正英
2	番	中瀬古	初美
3	番	廣	耕太郎
4	番	山本	里香
5	番	岡野	恵美
6	番	倉本	崇弘
7	番	稲森	稔尚
8	番	野村	保夫
9	番	下野	幸助
10	番	田中	智也

11	番	藤	根	正	典
12	番	小	島	智	子
13	番	彦	坂	公	之
14	番	濱	井	初	男
15	番	吉	川		新
16	番	木	津	直	樹
17	番	田	中	祐	治
18	番	野	口		正
19	番	石	田	成	生
20	番	大	久保	孝	栄
21	番	東			豊
22	番	山	内	道	明
23	番	津	村		衛
24	番	杉	本	熊	野
25	番	藤	田	宜	三
26	番	後	藤	健	一
28	番	村	林		聡
29	番	小	林	正	人
30	番	服	部	富	男
31	番	津	田	健	児
32	番	中	嶋	年	規
33	番	奥	野	英	介
34	番	今	井	智	広
35	番	長	田	隆	尚
36	番	館		直	人
37	番	日	沖	正	信
38	番	前	田	剛	志
39	番	舟	橋	裕	幸

40	番	三	谷	哲	央
41	番	中	村	進	一
43	番	青	木	謙	順
44	番	中	森	博	文
45	番	前	野	和	美
46	番	水	谷		隆
47	番	山	本		勝
48	番	山	本	教	和
49	番	西	場	信	行
50	番	中	川	正	美
(27	番	欠			員)
(42	番	欠			番)

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長		福	田	圭	司
書記（事務局次長）		岩	崎	浩	也
書記（議事課長）		榊	屋		眞
書記（企画法務課長）		稲	垣	雅	美
書記（議事課班長）		中	西	健	司
書記（議事課主幹）		西		典	宏
書記（議事課主幹）		松	本		昇

会議に出席した説明員の職氏名

知事		鈴	木	英	敬
副知事		渡	邊	信	一郎
副知事		稲	垣	清	文
危機管理統括監		服	部		浩
防災対策部長		福	井	敏	人

戦略企画部長	西城 昭二
総務部長	嶋田 宜浩
健康福祉部長	田中 功
環境生活部長	井戸畑 真之
地域連携部長	鈴木 伸幸
農林水産部長	岡村 昌和
雇用経済部長	村上 亘
県土整備部長	水谷 優兆
健康福祉部医療対策局長	松田 克己
健康福祉部子ども・家庭局長	福永 和伸
環境生活部廃棄物対策局長	中川 和也
地域連携部スポーツ推進局長	村木 輝行
地域連携部南部地域活性化局長	伊藤 久美子
雇用経済部観光局長	河口 瑞子
企業庁長	山神 秀次
病院事業庁長	長谷川 耕一
会計管理者兼出納局長	城本 暁
教 育 長	廣田 恵子
公安委員会委員	岡本 直之
警察本部長	難波 健太
代表監査委員	山口 和夫
監査委員事務局長	水島 徹
人事委員会委員	戸神 範雄
人事委員会事務局長	山口 武美

選挙管理委員会委員

中西 正 洋

労働委員会事務局長

永 田 慎 吾

午前10時0分開議

開 議

○議長（舟橋裕幸） ただいまから本日の会議を開きます。

諸 報 告

○議長（舟橋裕幸） 日程に入るに先立ち、報告いたします。

例月出納検査報告1件が提出されましたので、お手元に配付いたしました。
以上で、報告を終わります。

質 問

○議長（舟橋裕幸） 日程第1、県政に対する質問を行います。

通告がありますので、順次、発言を許します。26番 後藤健一議員。

[26番 後藤健一議員登壇・拍手]

○26番（後藤健一） 皆さん、おはようございます。松阪市選出、新政みえの後藤健一でございます。議長のお許しをいただきました。早速、通告に従いまして一般質問をさせていただきたいと思っております。

一つ目は、誰もが平和に暮らせる社会の実現に向けてということで、北朝鮮をめぐる情勢や対応の仕方について知事の考えを聞かせていただきたいと思います。

昨年8月26日に国、津市と共同で北朝鮮からの弾道ミサイルを想定した訓練が榊原小学校などで実施されました。私も動画を見ました。国民保護サイレン、そしてミサイル発射を伝えるアナウンスがあり、運動場にいる人が体育館へ避難し、身を守る姿勢をとるといった様子を伝えていました。

山口県から新潟県までの間をミサイルが飛ぶと、三重県にもJアラートが鳴り響くとのことです。平昌オリンピックでは南北融和や米韓の対話の動きも出てきたようですが、日本政府は、対話を否定し、圧力一辺倒であります。圧力をかけ続けることは、緊張を高め、北朝鮮を、また日本をも孤立させるという指摘もあります。こうした北朝鮮をめぐる情勢や対応の仕方について、知事の御所見をお聞かせいただきたいと思います。

次に、防災対策部長にJアラート、全国瞬時警報システムについて幾つか質問させていただきます。まず、体育館へ避難して伏せをして手で頭を覆うという訓練をされておりますが、その効果についてどのように考えてみえますか。

そしてまた、総務省消防庁が、Jアラートの訓練を年1回から4回に増やすということですが、その対応についてもお聞かせいただきたいと思います。

また、県民への啓発、あるいは、このようなチラシが配布されておりますが、（現物を示す）この扱いについても教えていただきたいと思います。

また、2018年度予算で、Jアラートの受信機の更新と書かれていますが、具体的にお聞かせください。

次に、教育長にお尋ねします。今月14日、文部科学省が小中学校などの危機管理マニュアルの手引きにミサイル対応を追加しております。三重県でも学校管理下における危機管理マニュアルが既にできておりますが、学校現場でのJアラートへの対応について教育長にお尋ねします。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 北朝鮮をめぐる情勢や政府の対応についての私の所見ということで答弁させていただきます。

みえ県民カビジョンの基本理念として掲げた県民力でめざす幸福実感日本一の三重を実現するためには、戦争のない、平和な社会であることが大前提となります。

近年、北朝鮮が国際社会のたび重なる警告を無視して、弾道ミサイルの発射を繰り返し行うとともに、核実験を実施しています。私も全国知事会の担

当委員長として、会長と連名で何度も抗議声明等を発出しています。

この3カ月間は、ミサイルの発射は確認されておらず、平昌オリンピック開催を契機として、南北の融和ムードを報じる向きも一部ありますが、朝鮮半島の非核化が進んでいないことに一切変わりはありません。

平和な状態が脅かされかねない現在の状況に、私としても大変大きな危惧を覚えているところです。

また、北朝鮮は拉致問題についても誠実な対応を示すことなく、突然家族を奪われた方々の悲しみが長年にわたり継続しているという極めて許しがたい状況が続いています。拉致問題は、我が国の国家主権及び国民の生命、安全、人権にかかわる重大な問題です。北朝鮮による拉致の可能性を排除できない行方不明者の中には、御本人や御家族が三重県内にお住まいであるなど、三重県に関係のある方も11人いらっしゃいます。国民的課題である拉致問題の早期解決に向けては、私たち一人ひとりが拉致問題への関心と認識を深めていくことも大切です。

日本を取り巻く安全保障環境が変化する中においても、これまで先人たちの努力により築き上げてきた平和国家としての伝統をしっかりと継承し、国際社会の平和と安定に一層貢献するとともに、日本の存立、日本人の生命、権利を守り抜いていくことは重要です。

日本政府において、北朝鮮の非核化や拉致問題解決のため、北朝鮮の政策を変えさせるための働きかけを行うとともに、いかなる事態にも必要な対応ができるよう、万全を期す努力を行っているのだと考えています。

外交や安全保障については、国政において大局的な観点を踏まえ、十分に御議論いただくことが大事であると認識しております。我が国とつながりの深い近隣の国に関することであり、県としても、十分な関心を持って議論の動向を見守りつつ、万が一我が国や三重県に脅威が及んだ場合に的確に備えるとともに、あってはならないことでありますけれども、万が一の場合には迅速かつ的確に対応できるよう、国と緊密に連携しながら取組を進めてまいります。

[福井敏人防災対策部長登壇]

○防災対策部長（福井敏人） 弾道ミサイル発射を想定した対応について4点御質問をいただきました。順次お答えをさせていただきます。

まずは住民避難訓練についてであります。

昨年、北朝鮮による弾道ミサイルの発射が16回にわたり繰り返される中、本県においても国や津市と合同で住民避難訓練を、津市内の小学校と高齢者福祉施設において実施したところであります。

万一、県内においてJアラートが作動した際、弾道ミサイル飛来までの短時間においてどのように行動すべきかを、県民一人ひとりが理解を深め、実際の避難行動につなげていただくことが大切であります。

議員からも御指摘がございましたが、地面に伏せ頭部を守る行動ということではありますが、こうした行動は、ミサイル着弾時の爆風や破片などによる被害を避けるための行動ということでございまして、このような実践的な訓練は必要であるというふうに考えております。

また、情報伝達訓練については、昨年11月にJアラートの情報が確実に伝達されるよう、国、県、市町村が連携して全国一斉情報伝達訓練が行われました。県内でも全ての市町において、防災行政無線等によるテスト放送がなされたところであります。

この訓練は、昨年、Jアラートが作動した際、機器の不具合等によりまして、防災行政無線を起動できず、放送することができなかったといった事例が他県において発生しましたことから、訓練の実施により、こうした不具合を解消することを目的といたしています。

この訓練につきましては、今年度は3月14日にも実施をいたしまして、来年度も4回実施することとしており、継続的な訓練により、確実に情報伝達されるよう取り組んでまいります。

次に、県民の皆様への周知であります。昨年4月以降、県ホームページのトップページで、Jアラート作動時の緊急サイレン音、放送内容及び県民がとるべき行動をお知らせするとともに、8月に津市で実施をいたしました

住民避難訓練の様子も掲載しております。

また、県内市町では、ホームページや広報誌などにより、また、国では、テレビCMや新聞広告により広く周知をしております。引き続き、国や市町と連携をいたしまして、県民の皆様への周知を図っていきたいと考えております。

最後に、Jアラートの受信機の更新についてであります。平成19年度に導入した現在の受信機につきましては、受信から防災行政無線の自動起動までの処理時間の短縮など機能を強化するために、平成30年度までに全国の自治体の受信機を更新することとされております。

平成30年度当初予算では、県本庁舎に設置をしております受信機1台の更新費用として400万円を計上しており、県内市町においても来年度中に更新する予定となっております。

今後も、国や市町と連携を密にいたしまして、県民の皆様の安全確保に努めていきたいと考えております。

以上であります。

〔廣田恵子教育長登壇〕

○教育長（廣田恵子） 文部科学省からの通知を受けて、学校での対応をどうするかということの御質問でございます。

弾道ミサイルの発射時の対応については、平成29年9月以降、文部科学省から学校設置者や学校に通知が行われてきました。

先月末には、学校で危機管理マニュアルを作成するための手引きが公表されるとともに、学校で想定される危機に対し、発生時の対応方法を検討することや、家庭、地域、関係機関と連携して児童生徒の安全を確保する体制を整備するとともに、協働して危機管理マニュアルの作成や避難訓練を行う旨の通知がなされました。

県教育委員会では、文部科学省から送付された文書について、市町教育委員会を通じ各学校に周知したところです。

危機管理マニュアルに関しては、既に全ての学校で様々な危機に対応する

ためのマニュアルを策定していることから、弾道ミサイルに関しても、国の手引きを参考に適切に反映されるよう、助言をしていきます。

避難訓練については、国の手引きで、学校にいる場合、校外活動中、登下校中など様々な場面での留意点が示されています。また、各学校では、地震や火災等を想定した訓練が、保護者や地域とも連携して取り組まれつつあります。こうした中で、各学校で弾道ミサイルを想定した訓練を実施する場合、国の手引きで示された留意事項を参考に、学校の規模や立地、通学状況など実情に即した様々な方法が考えられるところです。

このため、県教育委員会としましては、各市町教育委員会を通じ、学校での避難訓練の実施状況やその内容などを把握し、その状況を共有して、学校での適切な対応を支援してまいります。

〔26番 後藤健一議員登壇〕

○26番（後藤健一） 御答弁いただきました。

特に、圧力一辺倒では、到底北朝鮮の核開発やミサイルの発射実験について防げないというふうを考えております。地震は自然災害、しかしミサイル発射は人災です。自然のやることは、なかなか人の力ではとまりませんが、人災は人の力でとめられるというふうに思っております。武力では解決できません。解決できるのは、国と国との話し合いだと思っております。これこそ政治の力です。

また、このチラシについて（現物を示す）、近くにミサイルが落下というところでは、口と鼻をハンカチで覆い、また室内で換気扇をとめ、窓を閉め、目張りをする。これは、長崎とか広島のほうから意見が出ておりますけども、日本は原爆の被災国であります。そしてまた、福島原発事故も目の当たりにしてきました。到底、核のミサイルが飛んできて着弾すれば防ぎようがないというふうに私は思っております。政治、つまり話し合いによる政治、外交による政治に力を注ぐべきだと訴えておきたいと思います。

次に、がん対策の推進について質問いたします。

2月4日はワールドキャンサーデー、訳せば世界対がんデーということに

なります。日本人の2人に1人はがんにかかると言われるような時代です。がんによる死亡者数あるいは罹患数は増加しているようです。また、死因の第1位でもあります。がんと言われるとかなり大きなショックを受けるのは私だけではないと思います。

がん対策基本法が改正されました。その中で、がん患者の雇用の継続、あるいは学習と治療の継続、また、がんに対する教育等が盛り込まれたところ です。がんとの共生について考えることが重要ということになってきております。両立に向けて職場での理解や配慮が必要となり、雇用主の対応も重要 です。当然、行政の支援も必要と考えられます。三重県でも、三重県がん対策推進計画がこの3月末に策定されます。

そこで、医療対策局長にお尋ねしたいと思います。

三重県におけるがんについての現状、特に死亡率、罹患率についてお尋ね したいと思います。

次に、三重県がん対策推進計画の中で、先ほど申し上げましたように、が ん患者の就労支援、いわゆる治療と仕事の両立であります。がんとの共生と いう新しい考え方のもとに、どのような取組をなされるのか。また、相談体 制や三重労働局あるいは医療機関との連携等のあり方についてもお聞かせく ださい。

〔松田克己健康福祉部医療対策局長登壇〕

○健康福祉部医療対策局長（松田克己） 本県におけますがんの死亡率、罹患 率などの現状、及び治療と仕事の両立についての支援や相談支援についての 御質問でございます。

まず、がん死亡率、罹患率などの現状から御説明をいたします。

がんによる死亡者数は、年々増加傾向にございまして、本県におきまして は、昭和57年以降、死亡原因の第1位となっております。人口動態統計によ りますと、平成28年には県内で5219人の方ががんで亡くなっております。

がんによる75歳未満の年齢調整死亡率では、人口10万人当たり、全国平均 の76.1に対して、本県では69.0と低くなっております。経年的に見ましても、

増減を繰り返しながら、全国より低い水準で推移しております。

それから、がんの罹患者数についてでございますが、これについても年々増加傾向にございまして、三重県地域がん登録事業報告書によりますと、平成25年には、県内で1万2047人の方が新たにがんと診断されました。

このうち、20歳から64歳までの就労可能年齢の方は3309人と、ほぼ3人に1人という状況になってございます。

それから、がんの年齢調整罹患者率は、人口10万人当たり、全国平均361.9に対して、本県は336.0と低くなっています。

がんは、高齢になるほど罹患者数が増加いたします。今後、定年年齢の引き上げなどにより高齢の労働者の増加が見込まれ、これに伴い、がんに関与する労働者の数は増加すると考えております。

また、がん医療の進歩とともに、がんの5年相対生存率は年々上昇しております。がん患者及びがん経験者が社会で活躍できる期間が年々長くなってきております。これに伴い、就労の継続等、雇用に関する支援を必要とする方が増えているという状況でございます。

このような状況を踏まえ、平成28年12月にがん対策基本法が改正されて、第20条におきまして、国及び地方公共団体が、がん患者の就労支援に関しまして、事業主への啓発等に取り組むことが新たに定められました。

本県におきましては、この国の法改正に先立ち、平成26年4月施行の三重県がん対策推進条例第19条におきまして、県ががん患者の就労状況の向上に資する施策を講ずるよう定め、取組を進めてきたところでございます。

本県のがん患者に対する相談支援の取組といたしまして、三重県がん相談支援センターにおきまして、がん患者及び患者家族から、がんに関する様々な悩みや不安等の相談に対応しております。

特に就労問題に関しましては、平成26年9月から、社会保険労務士による就労相談を実施しております。傷病手当や病気休暇等、雇用に関する相談に応じております。

さらに、事業者への啓発として、がんに関与した従業員への就労支援を進

めるための啓発チラシを配布するほか、人事担当者等が集まるセミナーなどで、がん患者の就労支援に関する説明を行っております。

また、最近の動きとしまして、平成29年3月、国の働き方改革実現会議において策定された働き方改革実行計画に基づきまして、治療と仕事の両立支援について取り組むこととなりました。この取組の効果的な推進を目的としまして、平成29年9月に三重労働局が、県や医療機関、労働関係団体等をメンバーとした三重県地域両立支援推進チームを設置したところでございます。

今後、三重労働局や労働関係団体等と連携を深めながら、がん患者に対する相談支援の充実や事業所に対するがん患者の就労支援に関する周知、啓発を進めてまいります。

以上でございます。

[26番 後藤健一議員登壇]

○26番（後藤健一） 死亡率や罹患率等詳しく御答弁いただきました。

特に、仕事との両立、日本では年間100万人ががんと診断され、そのうち3割が働く。また逆に3割が仕事を辞めてしまうという状況がございます。企業への行政としての支援もこれから大事だというふうに思っております。

次に、がん教育について質問をいたします。

三重県として早くから取り組んでいただいているというふうに伺っております。これまでの成果と課題、今後の展望について医療対策局長にお尋ねします。

また、教育委員会としてのがん教育についてもお尋ねします。

学習指導要領が改定され、中学校では平成33年から完全実施されます。その中の保健分野に、がんについても取り扱うということが明記されております。完全実施と関わって、がん教育に対する考え方、取組についてお尋ねします。

○健康福祉部医療対策局長（松田克己） がんを予防するためには、子どもの頃から、がんに対する正しい知識を習得するとともに、正しい生活習慣を見につけることが大切でございます。

先ほどのがん対策基本法の改正は平成28年12月でございますが、本県におきましては、この国の法改正に先立ち、三重県がん対策推進条例を平成26年4月に施行し、その時点からがん教育に取り組むことを盛り込んだ規定を置いております。

本県では、健康福祉部が中心となり、平成26年度に小学生向けの教材を作成し、県内の小学校5、6年生を対象としたがん教育のモデル授業を2校で実施しました。

それから、平成27年度には中学生向けの教材も作成して、小中学校6校でがん教育のモデル授業を実施したところでございます。

平成28年度は、県教育委員会におきまして、国のがんの教育総合支援事業を活用して、小中学校8校でモデル授業を実施するとともに、中学校教員用の指導教材を作成し、県内公立中学校全校に配布しております。

平成29年度は、健康福祉部が中心となり、小中学校8校でモデル事業を実施しております。これに加えて、県教育委員会におきましても、教職員等を対象としたがん教育についての講演会を開催しております。

これらのモデル授業は、がん診療連携拠点病院等のがん専門医や、あるいはがん経験者に講師をお願いして実施しております。

がん専門医には、がんとはどういう病気なのか、がんを予防するにはどうすればよいのかといった内容を、それから、がん経験者には、がんに罹患したときの気持ちや治療の様子、日常生活で気をつけていることなど、自らの体験を踏まえた講話を行っていただいております。

モデル授業後のアンケートによりますと、がんイコール死ではないということがわかった、あるいは、大人になってもたばこは吸わないといった記載が見られるなど、がん教育の実施によって、がんに関する理解が進んでいることがうかがえます。

今後も、県教育委員会と連携しながら、小中学校におけるがん教育を着実に進めてまいります。

以上でございます。

○教育長（廣田恵子） 医療対策局長のほうから教育委員会の内容も含めまして御説明をさせていただきましたが、私のほうからは、新学習指導要領を踏まえて、どのように取り組んでいくかという点について御答弁をさせていただきます。

新学習指導要領が、平成32年度に小学校で、33年度に中学校で、34年度に高等学校でそれぞれ実施されます。

この中で、特に中学校及び高等学校の保健体育において、がんについても取り扱うものとする記載され、子どもたちが適切な生活習慣を身につけるため、がんについても生活習慣病の予防と同様に理解できるようにしています。

新学習指導要領の実施を見据え、平成30年度からは、これまでの取組に加え、がん教育の実践を学べるモデル授業を公開したり、講習会の回数を増やしたりすることにより、教職員が、がん教育の意義や指導方法についてより理解を深めるとともに、市町教育委員会及び各学校におけるがん教育の取組が一層推進されるように取り組んでいきます。

今後、中学校では平成33年度から、高等学校では34年度から、全ての学校でがん教育が適切に実施されるよう、健康福祉部や関係団体等と連携して取り組んでいきたいと考えております。

〔26番 後藤健一議員登壇〕

○26番（後藤健一） 御答弁いただきました。

早くから取り組んでいただいているということでございます。そしてまた、健康福祉部と教育委員会で連携をとりながら、これからも正しく子どもたちに教えていただく、そういう御答弁だったと思います。

それでは、次の質問に移ります。

教職員の働き方改革の推進について教育長にお尋ねしたいと思います。

昨年12月28日中央教育審議会の学校における働き方改革特別部会が中間報告をしました。勤務時間の上限の設定や部活動について、地域での部活動から学校単位の部活動、そしてまた地域単位の部活動にというようなことが盛

り込まれております。

県のほうも三重県部活動ガイドラインをまとめ、4月から運用するとなっております。そしてまた、外部人材を部活動指導員として配置し、負担軽減を図るとしています。また、働き方改革調整特別委員会の報告でも、学校で済ませられない仕事を持ち帰っている。学校の勤務時間だけを短縮して解決できるものではない。年次有給休暇についても行政よりも取得が厳しい。こうした中で、引き続き適切に労働時間の把握に努めるとともに、早帰りの日を設定するなど、めり張りのある職場環境の構築に向け意識改革を進めていく必要があるという報告がなされております。

そこで、今、教員の過重労働、そして働き方改革について社会的関心が高まってきています。まず、県下の小中学校の現場教職員の置かれている勤務の実態等についてどのように認識してみえるのか、教育長にお尋ねしたいと思います。

〔廣田恵子教育長登壇〕

○教育長（廣田恵子） 小中学校の教職員の勤務状況に関する認識の点でございます。

県教育委員会では、小中学校の教職員の毎月の時間外労働時間と休暇取得日数について、平成24年度から調査をしており、1人当たりの1カ月の時間外労働時間の平均は、平成28年度は30.7時間で、調査以来増加傾向にあります。

本年度は、県教育委員会、各市町教育委員会及び各学校が、時間外労働時間の縮減時間と休暇の増加日数の目標を定めるとともに、全ての公立学校で統一して定時退校日の設定、部活動休養日の設定、会議時間の短縮の3項目に取り組んでいます。

4月から12月までの実績は、1カ月当たりの時間外労働時間は、昨年度の同時期と比較して、小学校で3.8時間、中学校で5.9時間増加しています。

統一した取組により縮減した市町教育委員会は、小学校で7市町、中学校で11市町あります。一方で、取組の効果はあるものの、急な生徒指導への対

応や新たな取組への対応等によって、時間外が増加した市町もあり、県全体としては縮減には至っていない状況です。

なお、1人当たりの休暇取得日数については、多くの市町で昨年度の12月時点と比較して、1日以上増加しているところです。

〔26番 後藤健一議員登壇〕

○26番（後藤健一） 御答弁いただきました。様々な調査をして実態把握に努めていただいているということでございます。

私のほうは、毎年、小中学校の現場に、松阪市内の学校を全部訪問させていただいて、現場の様々な悩みや課題を聞かせていただいております。そこで、小学校の女性教員からこのような手紙をいただいております。少し紹介させていただきたいと思います。

本校では今年度、特別支援学級に3人在籍しています。1人は排泄が自立していません。朝、登校してきてから学習時間はもちろん休み時間も、給食、清掃の時間も支援が必要です。仕事をする時間の確保が非常に困難になっています。20分休みに当番に当たっている教師は、2限目の授業を延長することにも神経を使っています。さらに該当学年の担任はトイレに行く時間にも気を使うため、できるだけ水分を控えています。そのような中で私たち教職員はどのようにすれば児童の将来につながる力をつけることができるのかを考え、日々子どもたちと過ごしています。

そしてまた、ある中学校からはこんな要望が出てきておりますので、少し紹介させていただきたいと思います。

この中学校は、外国籍を有する、そしてまた外国にルーツを持つ生徒合わせて83人が現在通っております。長期にわたる一時帰国がある。子どもだけを日本に残して保護者が帰国してしまうこともある。家庭連絡もうまく伝わらない。そうした中で、この学校では外国にルーツを持つ生徒、家庭と学校をつなぐスクールソーシャルワーカー等の活用、つまり教育と福祉をつなぐという面でぜひお願いしたいという要望を受けてきております。

こうした状況の中で、大変現場の教職員は葛藤しております。これが勤務

の実態であります。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

先ほども、こういう取組をするということでございましたが、国の抜本的な定数改善のない中で、県として人的配置を進める方向で働き方改革を進めるのか、それとも業務の精選、縮減を進めていくのか、そのあたり聞かせていただきたいと思います。あわせて、働き方改革調査特別委員会の委員長報告について、それをどう受けとめ、どう反映させていくのか、お聞かせいただきたいと思います。

さらに、先ほど来、話がございましたように、学習指導要領が改定され、4月からは小中学校で移行措置がはじまります。小学校中高学年では授業時数が増え、また特別な教科として道徳への対応、さらには英語教育も始まってきます。教育現場が対応すべき事項がさらに増えるのは明らかです。働き方改革を進めていく上で、新学習指導要領への対応についてどのように考えてみえるのか、お尋ねしたいと思います。

〔廣田恵子教育長登壇〕

○教育長（廣田恵子） まず一つ目に教職員の働き方改革をどのように進めるのかという点でございます。

本年度につきましては、先ほどの御質問のときにも御説明をさせていただきましたが、県教育委員会、各市町教育委員会及び各学校が数値目標を定め、県内全ての公立学校が統一して取り組む項目を実施して、総勤務時間の縮減を図るとともに、県教育委員会においては、調査や会議等について前年度実績の2割縮減を目標にして、廃止または見直しを進めているところでございます。

そのほか、総勤務時間縮減の推進役である管理職を対象に、働き方改革における勤務時間管理の重要性や管理職の役割等についての講演会を実施したり、市町教育委員会の担当者を対象に、民間企業の業務効率化などを紹介する研修会を開催しました。

また、取組を進めるには、保護者や地域、関係機関の理解と協力が必要で

あることから、学校の働き方改革に係る保護者向けのリーフレットや教職員の休暇促進を啓発するポスターなどを作成しています。

本年度の取組について、縮減の数値目標を掲げ、統一して取り組むことは、自己目標を設定することによって、勤務時間に対する意識が高まった、生徒指導事案への対応手順を徹底したなど、効果的であるとの意見が多いことから、これらの具体的な取組を各市町に情報提供しながら、次年度も引き続き、部活動休養日、定時退校日、会議時間の短縮の項目に、全ての公立学校で取り組んでいきたいと考えております。

また、働き方改革調査特別委員会から意見をいただきました教職員の意識改革を進めるために、学校の働き方改革がなぜ必要なのか、何から進めたらよいかなどの観点から研修をするネットDE研修の講座を、管理職、教職員それぞれを対象に作成、提供してまいります。

さらに、スクールサポートスタッフ、部活動指導員等の外部人材も活用しながら、教職員の業務負担軽減に努めていきたいと思っております。

今後も、市町教育委員会と連携し、保護者、地域の皆さんの協力を得ながら、教職員が心身ともに健康で、意欲を持って子どもたちと向き合える環境づくりに努めてまいります。

それから、新学習指導要領の導入に向けての働き方改革の進め方でございます。

新学習指導要領では、小学校外国語の早期化、教科化や道徳の教科化、それからプログラミング教育の導入が図られます。このため、教員が新たに指導計画や指導案を作成するなどの準備をして授業を実施することが必要となります。

このため、県教育委員会では、教員が不安なく円滑に授業ができるように、研修の実施や指導案の提供など必要な支援を行っています。

具体的には、教員の移動にかかる負担を軽減しつつ、新学習指導要領の内容について理解を深め、指導の方法を身につけられるように、指導主事等が市町を訪問して模擬授業を行う出前研修を実施したり、学校に近い場所で受

講してもらえるように地域別研修を実施したり、また、インターネットを活用した学校で受講可能なネットDE研修などを実施しております。

また、教員の授業準備を支援するために、国が作成した教材の解説を行う説明会を開催するとともに、県作成の指導案を提供しているところです。

授業時数の増に伴う時間割編成への対応については、国からいろいろな例が示されておりますので、そういった時間割の組み方の工夫例などを、会議等を通じて市町に情報提供を行ってきているところです。

今後も、各学校の状況に応じた取組が進められるように、国の情報を提供したり、各市町の取組を共有したりすることによって、市町教育委員会を支援していきたいと考えております。

あわせて、人的支援として、指導体制の充実のために非常勤講師等の配置を行います。

県教育委員会としましては、各学校において新学習指導要領に基づく授業が適切に実施され、子どもたちに必要な力が育まれるよう、今後も引き続き市町教育委員会と連携しながら取り組んでいきたいと考えております。

〔26番 後藤健一議員登壇〕

○26番（後藤健一） 御答弁いただきました。

数値目標を決めて取り組むんだということでございます。いわゆる総勤務時間の縮減でございます。ただ、実感としてなかなか伝わっていないというのが現実ではないかなというふうに思っております。働き方改革という言葉が先行して時短ハラスメントにならないように、ぜひ実感できるところまで高めていただきたい、進めていただきたいです。そのことを要望させていただきたいと思います。

次に、三重県部活動ガイドラインについて質問いたします。

4月から運用されるわけでございますけども、やはりこの問題は様々な各種競技団体等、あるいは、中心は生徒でございますが、地域、保護者等の理解、納得がなければ難しい。そこで、このガイドラインについての周知、またあるいはうまくいってるのかどうかについての検証等について、どのよう

に考えてみえるのか、お尋ねしたいと思います。

○教育長（廣田恵子） 周知、それから有効性をどのように検証していくのかという御質問でございます。

昨年11月のガイドライン中間案の作成以降、市町教育長会議や校長会等において、策定の目的、内容などについて説明を行い、意見交換を重ねるとともに、パブリックコメントを実施し、広く県民の皆さんからも御意見をいただいたところです。

今後も、市町教育委員会等と連携し、各学校において、ガイドラインに基づき作成された部活動の運営方針や活動計画等が、子どもや保護者と共有されるように助言をしております。

加えて、各家庭に対してリーフレットの配布等を行い、ガイドラインへの理解を求めていきたいと考えております。

部活動の顧問に対しても、研修会において、休養日や活動時間の設定の必要性、それから安全面への配慮等、適切な部活動の運営に向け、理解が深められるように取り組んでいきます。

競技団体等に対しましては、生徒や教員等の過度な負担にならないように、大会の開催時期や運営等の検討を要請していきたいと考えております。

また、ガイドラインに基づいた部活動運営を推進していくために、休養日や活動時間等の設定状況と取組結果を把握しつつ、工夫した取組や課題について協議する場の設定をしていきたいというふうに考えております。

〔26番 後藤健一議員登壇〕

○26番（後藤健一） いろいろきめ細かくやっていただけたというように受けとめさせていただきました。やはり子どもが一番ですので、子どもにとってどうなのかという、この視点をしっかり持っていただいて、4月からスムーズに進めていただきたいというふうに思っております。

次の質問に移らせていただきます。

自然環境の保全と活用に向けてということで、生物多様性の保全の推進について農林水産部長に質問いたします。

私たち人間も地球上に生きる180万種といわれる生物の中の一つです。ニホンオオカミは絶滅してしまいました。私たちが環境を悪化させ、私たち自身も滅びるかもしれないというようなことを思うわけでございます。

三重県には、まだ豊かな自然が残っております。私たちが生きていく上で必要な食料や水、あらゆるものは多くの生物の営みによってもたらされます。私たちは、この生物多様性というものを残していく。生物多様性とは、豊かな自然環境の中で様々な生物が生きている状態を指します。今、みえ生物多様性推進プランに基づいて事業が展開されていると思います。

そこで、農林水産部長に、この生物多様性の保全と推進について現状と課題、また今後どうしていくのかということについてお尋ねしたいと思います。

〔岡村昌和農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（岡村昌和） それでは、生物多様性保全の現状と今後の取組方向についてということで御答弁申し上げます。

県では、豊かな生物多様性を保全し、その恵みを将来にわたり享受できる自然と共生する社会を実現することを目的といたしまして、平成24年3月にみえ生物多様性推進プランを策定いたしまして、生物多様性の保全と持続可能な利用に向けた取組を進めてまいりました。

平成28年4月に改訂いたしました、2期目となりますみえ生物多様性推進プランにおきましては、これまでの成果と課題を検証いたしまして、1期目に達成できなかった生物多様性に関する理解の促進を図るとともに、県民の皆さんからいただいた三重県の生物多様性についての理想のイメージに基づきまして、三つの重点方針「みんなで学びあおう」「うまく利用しよう」そして「守り、創りだそう」を設定しております。

重点方針1のみんなで学びあおうでは、県民の皆さんに、多様な生物の恩恵や、その重要性を理解していただくため、水辺に住む野鳥の観察会や小中学校における出前授業等を開催するとともに、地域の環境イベントや保全活動において、生物多様性についての正しい情報提供や、気軽に学べる場づくりに取り組んでおります。

また、重点方針の2うまく利用しようでは、生物多様性の保全と地域経済の循環を両立させるため、地産地消や持続可能な資源利用の促進等に取り組んでおります。また、自然地の開発等の際には、事業者に対しまして生態系保全との調整を求めるとともに、県が実施する事業につきましても、希少な野生動植物種の専門家から助言・指導を受けるなど、適切な土地利用に努めております。

また、重点方針の3守り、創りだそうでは、地域の生態系や種の多様性を守るため、県内の絶滅危惧種の中から、特に保護すべき種を三重県自然環境保全条例に基づきまして三重県指定希少野生動植物種に指定いたしまして、捕獲を禁止するとともに、生息地の保全を図るための活動を進めております。

また、今年度からは新たに、多様な主体の協創によります生物多様性保全を進めるため、県が活動団体やその活動を支援する企業、また市町等をマッチングいたしまして、連携して生物多様性を保全する、みえ生物多様性パートナーシップ協定の取組を進めておるところでございます。

こちらのほうにつきましては、これまで、ウミガメを守る団体とその活動を支援する企業など4件の協定を締結しておりまして、活動の輪が拡大しているというところでございます。

今後も引き続き、三重県の魅力であります豊かな自然を大切に守り、次世代に継承していくため、みえ生物多様性推進プランに基づきまして、県民の皆さんの生物多様性に対する理解を深め、保全と持続可能な利用が進められるよう取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

〔26番 後藤健一議員登壇〕

○26番（後藤健一） 御答弁いただきました。

三重県の豊かな自然、それを残していくというのは本当に大事なことだと思います。今日の新聞でもシロチドリのことが紹介されておりました。

次の質問に移らせていただきます。

次に、特定外来生物による被害や駆除について質問させていただきます。

これは外国から入ってくる動植物が日本固有種に影響を与えたり、この豊かな生物多様性を脅かす存在となったり、また私たちの生活あるいは農産物への被害をもたらすというものです。

アメリカザリガニ、ミシシッピーアカミミガメ、あるいはオオクチバス等が普通に今見られます。アカミミガメ、これは何と飼っている個体が180万、野生化しているのが800万個体と言われております。三重県でもこういった外来生物の確認が見られるわけですが、そういった外来生物について、いろいろ被害をもたらしているという訴えも少なくありません。

そこで、外来生物の被害や駆除に対する県の取組の現状、課題についてお聞かせいただきたいと思います。

○**農林水産部長（岡村昌和）** 特定外来生物の被害対策ということでございます。

県では、外来生物による被害軽減に向けましては、被害予防の三原則であります、入れない、捨てない、拡げないといったようなことの啓発でありますとか、また、生態系や農林水産業に被害を及ぼすおそれの強い特定外来生物につきましては、禁止事項、例えば飼育とか栽培の禁止といったようなことにつきまして普及啓発を図っております。また、国や市町と連携し、様々な情報の提供に努めているというところです。

特に近年、被害が顕著に見受けられますアライグマ等についての対策でございますけれども、これらアライグマをはじめとする特定外来生物の防除については、国をはじめまして、県や市町が一体となって取り組むことが重要であるというふうに考えておきまして、例えば、このアライグマの防除対策では、被害の大きい15市町とともに、地域が主体となって行う電気柵等による侵入防止対策や捕獲などに対して支援を行っているというところでございます。

また、平成30年度からは、新たに県の農業研究所におきまして、効率的な捕獲技術の開発と実証に取り組むこととしておきまして、より効果的な被害対策につなげてまいりたいというふうに考えております。

また、ブラックバス等の被害についても多く見受けられるところですが、ブラックバスにつきましては、松阪市内をはじめ多くのため池で定期的に池干しが実施されておりまして、駆除が行われております。また、県が行う農業用ため池の改修工事におきましても駆除を行うほか、看板を設置するなどいたしまして、地域の生態系保全に向けた啓発を行っているというところではあります。

今後引き続き、県民の皆さんの理解促進に努めるとともに、地域における積極的な取組が進むよう、捕獲、駆除活動などへの支援を行ってまいりたいというふうに考えております。

〔26番 後藤健一議員登壇〕

○26番（後藤健一） 御答弁いただきました。

外国から入ってくる動植物は一旦入りますと、俗に言う天敵がないというところもあって、爆発的に増えることがございます。従前の日本古来の動植物をしっかりと守っていくためにも、駆除等に取り組んでいただきたいと思っております。

3点目の質問に移らせていただきます。

三重県には豊かな自然が今なお数多く残っています。そしてこのような貴重な自然環境を次世代へ継承していく必要があります。そのために県としてどのように取り組まれているのか、お尋ねしたいと思います。

その前に、少しお話をさせていただきたいと思っております。

今、湿原や干潟、湿地の役割が見直されています。新聞等の報道では経済的価値が1年間で1兆6000億円というような報道もなされております。その中で、特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約としてラムサール条約湿地がございます。日本では50カ所が登録されております。

松阪市にも櫛田川河口に70ヘクタールに及ぶ伊勢湾最大の松名瀬干潟があります。河口干潟、前浜干潟、潟湖干潟と三つの要素を備えております。全国各地から研究者がやってきます。大阪市立自然史博物館も干潟の典型として調査をしております。その干潟を何とかラムサール条約に登録しようと、

アクア松阪創造協議会、朴三重大学教授を会長として、今、熱心に活動がされております。

松名瀬干潟をはじめとする豊かな自然を継承、これからの次世代に残していくためにどのように取り組んでいこうと考えてみえるのか、お聞かせいただきたいと思います。

○**農林水産部長（岡村昌和）** 三重県は豊かな自然に恵まれておりまして、様々な地域固有の生態系が作られているというふうなところでございますが、一方で、干潟や湿原の減少、また地球温暖化による気温の上昇、また先ほど述べました在来種を駆逐する外来生物の増殖なども、生態系に大きな影響を与えておりまして、三重県レッドデータブック2015では、絶滅のおそれのある生き物は10年前の調査から259種増加いたしまして、1742種というふうになっておるというところでございます。

こうした中、県では、貴重な自然環境を次世代に継承していくことが重要であるというふうにご考えておりまして、NPOや団体、市町等と連携いたしまして、子どもたちへの観察会や調査体験会の開催、また県民の皆さんへの森林環境教育などに取り組んでいるというところでございます。

また、先ほどお話もありました松阪市の松名瀬海岸は、伊勢湾最大級の干潟ということで、県指定希少野生動植物種でありますハクセンシオマネキでありますとか、また御紹介のありました県の鳥でもありますシロチドリなどが見られるなど豊かな生態系が築かれております。

このような豊かな自然を次代を担う子どもたちに継承していくため、県では生物多様性に関する出前授業を今年度4回開催するとともに、県や松阪市も参画いたします、先ほど御紹介ありました地域の協議会が中心となりまして、海岸の環境保全活動や環境教育などが行われているというところでございます。

今後も、豊かな自然や生物多様性の恩恵を次世代に継承していくために、身近な自然や生き物の大切さについて普及啓発を図りまして、県民の皆さんと一体となって貴重な自然環境の保全に取り組んでまいりたいというふうにご

考えております。

〔26番 後藤健一議員登壇〕

○26番（後藤健一） 御答弁いただきました。

特に松名瀬干潟、大変貴重なフィールドといたしますか、本当に自然豊かな場所でございます。ラムサール条約に登録するのに三つの要件が必要である。国際的に重要な湿地であること。国の法律、自然公園法、鳥獣管理法等により、将来にわたって自然環境の保全が図られること。地元住民に登録の賛意が得られること。その中で一つ国の法律のほうは大変今厳しい状況となっております。そういった意味で、これから県のほうにもいろんな関係団体に呼びかけといたしますか、登録ができるようにぜひとも賛同を得られるようお願いしておきたいと思っております。

最後に幹線道路網の整備ということで、県土整備部長のほうにお尋ねします。

これまでも聞かせていただいていた松阪市内の幹線道路、まだ未整備のところ、あるいは工事がとまっている道路等ございます。地元の方々から、いつできるんやろう、なかなか工事が進んでいかんなあといった声をいただきます。

そこで4点、県道六軒鎌田線バイパス工事、県道松阪嬉野線田村一岡本町間の工事着手、県道松阪環状線近鉄高架部の工事着手、国道166号飯高町富永一栗野間、県道蓮峡線森一富永間について進捗状況等お尋ねしたいと思います。

〔水谷優兆県土整備部長登壇〕

○県土整備部長（水谷優兆） それでは、松阪市内の御質問をいただきました4路線の道路整備についてお答えをさせていただきます。

県道六軒鎌田線では、伊勢自動車道松阪インターチェンジへのアクセス強化として、国道42号と国道23号を結ぶ約1.4キロメートル区間のバイパス整備に取り組んでおり、平成31年度内の完成供用を目指して整備を進めておるところでございます。

また、県道松阪嬉野線につきましては、約1.2キロメートル区間の整備に取り組み、このうち約740メートル区間を供用しております。残る約480メートル区間につきましては、測定の協力が得られず、事業を進めることができない状況となっております。

そして、県道松阪環状線につきましては、約2.5キロメートル区間の整備に取り組んでおり、これまでに約1.6キロメートル区間の供用を行っております。残る区間につきましては、平成28年度に全区間の用地取得が完了したことから、早期の供用を目指して整備を進めているところでございます。

そして、国道166号は、先ほど御紹介いただきましたように、田引バイパスと県道蓮峡線バイパスとしての二つのバイパス整備を進めております。このうち田引バイパスは、これまでに約4.3キロメートル区間を供用し、平成30年度には約260メートル区間を供用する予定としております。県道蓮峡線バイパスは、これまでに約1.9キロメートル区間を供用し、次には七日市地区を優先して整備を進めることとし、本年度には用地買収を終了する見込みでございます。

田引バイパスの残る区間につきましては、用地の協力が得られていないことから、今後は県道蓮峡線バイパスの整備に注力していきたいと考えております。

以上でございます。

〔26番 後藤健一議員登壇〕

○26番（後藤健一） 御答弁いただきました。

特に、県道松阪嬉野線の工事着手、いろいろ難しい事情があることは私も承知しておりますが、ぜひとも工事着手について御尽力賜りますようお願い申し上げます。

ありがとうございました。（拍手）

○議長（舟橋裕幸） 19番 石田成生議員。

〔19番 石田成生議員登壇・拍手〕

○19番（石田成生） 自民党の石田成生でございます。通告させていただいて

おります4項目、通告に沿って質問させていただきますので、よろしくお願
いします。

まず一つ目、防災対策の県・市・四日市港管理組合の連携についてお尋ね
をいたします。

今週の月曜日、2月26日に、自民党会派の前野和美団長が、1088キロメー
トルにも及ぶ三重県の海岸のうち、海岸保全施設に指定されている堤防につ
いて確認をされました。北部・中部・南部と地域の特性に合わせて整備を
していきたいという答弁をいただいているところですが、では、四日市市の海
岸線の大部分を占める四日市港管理組合管理の海岸保全施設、要対策箇所が
17.1キロメートルあって、水門及び樋門背後を除いた13.5キロメートルの整
備はどうなっているのでしょうか。

平成28年3月25日、四日市港管理組合議会での小林副管理者の答弁は次の
とおりでした。海岸保全施設の早期整備には今以上の財政負担を伴うことか
ら、予算をこれまで以上に確保する必要があります。200億円ともなります
と、今までのようなペースでやっていると難しいと思います。したがいまし
て、一部の海岸を国の直轄事業化を狙って行って、直轄事業と交付金などの
支援制度によって強くやっていきたいと思っております。また、コンビナート
の地区ですから、経済産業省による補助事業はそういうものも。これ小林
副管理者の答弁そのままですのでちょっと変なところもありますが。補助事
業も考えられますので、いろんなところから、いろんなチャンネルで一刻も
早く、しかもお金がたくさんつくような形で頑張っていきたいというふうに
考えています、と答えられております。

そして、その一年後の昨年3月29日、四日市港管理組合議会の私の一般質
問でのやりとりで、その後の進捗を確認をいたしましたところ、当時の水谷
副管理者の答弁は次のようでした。多額の予算が必要であることから、一部
の地区の直轄事業化や交付金などの支援制度の拡充、新制度の創設などが必
要であると考えております。平成28年6月には管理者自ら国土交通大臣や内
閣官房副長官等へ提言・提案の活動を行っております。今後も厳しい財政状

況が見込まれることから、新規事業の立ち上げの時期を見極め、その時期を逃さないよう、提言・提案等の活動や情報収集等を行って、人命・財産を守るための整備に努めてまいりたいと答弁をいただいております。

先日、四日市港管理組合に確認をしましたところ、一向に進んでいないと聞いています。管理者を県知事が兼ね、議員を5人、県の職員37名を派遣し、負担金約15億2000万円、これは新年度、平成30年度の当初ベースであります。その負担金を出している三重県として、連携やサポートをどのように行っていくのか。

三重県と海岸線の続いている愛知県や和歌山県の海岸線ならいざ知らず、四日市港管理組合の管理堤防だといえども、三重県内の海岸線であります。背後地には三重県の主要産業や多くの県民の生命があります。南海トラフ地震が今後30年のうちに70から80%の確率で襲ってくるだろうといわれている中、自分事だと捉えていただきたいと思います。御所見をお聞かせください。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 四日市港管理組合管理の海岸保全施設の整備について、県としてどのような連携やサポートをしていくのかということでもあります。

四日市港は、国際海上コンテナをはじめ自動車や石炭等エネルギー貨物を取り扱う国際拠点港湾であり、中部圏を代表する物流の中心として、背後圏に集積する国際的なものづくり産業を物流面から支える重要な役割を担っています。

また、臨海部に立地する石油コンビナートは、電力、燃油等のエネルギー供給拠点として県民生活、企業活動を支えるとともに、高度な基礎素材や部材の供給拠点として、ものづくり産業のサプライチェーンの根幹を支えています。

さらに、三重県地域防災計画において、大規模災害が発生した際の救援物資等の備蓄、集散に最重要となる港湾として位置づけられており、県民の暮らしの安全を守る機能も有しています。

このような中、南海トラフ地震など大規模地震や、それに伴う津波被害によりエネルギー供給機能の低下が起こった場合、県民生活と復旧作業等へ影響が及ぶことが懸念されるとともに、サプライチェーンの寸断による背後圏産業の生産性低下が危惧されるため、四日市港の海岸保全施設を整備することは、本県はもちろん我が国経済全体にとって大きな課題となっています。

このため、四日市港管理組合では、三河湾・伊勢湾沿岸海岸保全基本計画を踏まえ、海岸保全施設について耐震性と耐津波性の調査及び整備地区の評価を行い、優先度を考慮して一部地区の整備に着手されており、県としても、四日市市とともに必要な経費を負担してきたところであります。

また、こうした四日市港の整備に係る課題は、県政全体にとっても重要な課題の一つであることから、毎年、三重県として、国に対する県の提言・提案事項の中にこの本件も取り上げ、今、議員からも御紹介いただきましたけれども、国による直轄事業化や防災安全交付金などの予算の確保など、私自身、先頭に立って取り組んでまいりました。結果、国の直轄事業として整備が進められてきた臨港道路霞4号幹線が本年4月1日に開通するといった成果も現れてきているところです。

今後も引き続き、四日市市および四日市港管理組合と連携し、四日市港の海岸保全施設の機能強化を図るとともに、整備促進について国に対して強く提言・提案等を行い、災害時においても四日市港が県民生活と企業活動を支える機能を十分に発揮できるよう努めてまいります。

県知事としての答弁ですのでこういう形でありますけれども、今、議員おっしゃっていただきましたとおり、また前段に申し上げたような四日市港の重要性からは、しっかり県としても当事者意識を持って、今申し上げたような国への要望などにおいて、しっかり連携をしていくということや、あるいはその13.5キロメートルの整備を計画的に進めていくために、どういう地区を優先的に取り組んでいくべきなのかという、財源が限られてますけれども、そういう優先順位の抽出などにおいても、しっかり我々としても意見を申し上げながら当事者意識を持って取り組んでもいきたいと思っております。

〔19番 石田成生議員登壇〕

○19番（石田成生） 今、知事から御答弁いただきましたけれども、十分にその整備の必要性は御認識はいただいているところだと確認をさせていただきました。

なら責任を持った整備をお願いをしていくわけですけども、必要な整備にかかるお金というのは200億円近いという試算がされておりました、四日市港管理組合の単年度の一般会計は70億円規模なので、そんな中で整備というのは非常に難しいので、国に直轄とかそういうお願いをしていくことになるんだろうと思います。ただ、今、紹介しましたように、昨年、一昨年の四日市港管理組合での一般質問の中で同じような答弁をいただきながら、なかなか一向に進んでないという状況でありますから、ぜひ今後引き続き強力な連携とサポートをお願いしたいと思うんです。

来年すぐにはできるとか誰も思っていないので、何年後にこういう状態の整備ができるという計画だけでもしっかりと欲しいんですが、計画の裏づけというのが要りますので、そこは難しいんだと思うんですけど、ぜひ引き続き強力な、市と管理組合との連携を強力なサポートをお願いしたいと思います。

次に、ハード整備に、先ほど申し上げておりますように、予算的や時間的な制約があるとするなら、並行して十分なソフト対策も必要であると思います。

四日市港周辺には石油化学コンビナート企業が多数立地しており、また多くの住民が生活しております。災害が発生した時の被害は甚大であると言えます。防災・減災のソフト対策は第一義的には四日市市が中心に行うものですが、コンビナート企業が立地している四日市港の特性を考えると、港周辺の住民・企業の安全・安心を確保するには、県と連携した取組が必要であると思います。

三重県として四日市市との連携した取組はあるのか、お聞かせをください。

○防災対策部長（福井敏人） 四日市市と連携した防災、減災の取組についてありますが、四日市市が実施をする市民総ぐるみ総合防災訓練に県も参加

をいたしまして、防災ヘリコプターによります上空からの避難の呼びかけでありますとか、県の地震体験車による啓発など、災害時の被害を軽減するための訓練を実施をしているところであります。

また、御指摘がありましたとおり、コンビナート企業との取組では、三重県石油コンビナート等防災計画に基づきまして、これも地震防災訓練を四日市市や県も参画して毎年実施をいたしておるところであります。

こうした取組に加えまして、コンビナートが地震・津波等の自然災害に被災した際の事業継続の取組強化を促進をするために、雇用経済部におきまして本年度、四日市コンビナートBCP強化緊急対策事業費補助金を創設をして、事業所の耐震化や液状化対策の支援も行っているところであります。

また、BCPの未策定事業所を対象といたしまして、みえ防災・減災センターによります研修やセミナーの開催などを行うこととしております。

さらに、本年11月には、国や県、四日市市、四日市港管理組合などの主催によります大規模津波防災総合訓練を、東海3県では初めて四日市港をメイン会場に開催をいたします。

この訓練では、大規模地震や津波による災害を想定いたしまして、コンビナート企業をはじめ、防災関係機関、ライフライン企業などが連携をして、被災者の救助・救出活動、TEC-FORCEによる緊急排水や道路・航路の啓開など、総合的な実動訓練を上空、海上、陸上において実施することとなっております。

今後も、こうした自助・共助・公助の取組につきまして、四日市市や企業等と連携しながら取り組むことによりまして、地域の防災力の向上を図ってまいりたいと考えております。

〔19番 石田成生議員登壇〕

○19番（石田成生） ありがとうございます。

知事は、安全なくして希望なしということをおっしゃってみえますので、ぜひ今後とも防災対策に期待をいたして、次の質問に移らせていただきます。

続いて2番目、非行政書士対策についてお尋ねをしてみたいです。

行政書士の仕事について、法律の条文により説明をいたします。行政書士法第1条には、行政書士の制度を定め、その業務の適正を図ることにより、行政に関する手続の円滑な実施に寄与し、あわせて、国民の利便に資することを目的とするとあります。

第1条の2第1項には、行政書士は、他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類、その他権利義務または事実証明に関する書類を作成することを業とすると、行政書士の業について書かれており、そして、今回の質問の中心となりますが、第19条第1項で、行政書士または行政書士法人でない者は、業として第1条の2に規定する業務、これは先ほども言いましたが、他人の依頼を受けて報酬を得て、官公署に提出する書類を作成すること、これを行えないとあります。

参考に申し上げますが、報酬を得てとは、書類作成の対価の支払いを受けるということですが、一つ一つの書類作成のたびに報酬を得ていなくても、会費としての収入を得る等、何らかの形で金品を得て書類の作成を行ったとみなしうる場合も報酬を得たこととなります。

また、業とするとは、一般的には報酬を得ての意味だと思われがちですが、行政書士法の逐条解説によると、業とするとは、反復継続の意思をもって所定の書類の作成に従事することをいうとあり、反復継続と聞くと複数回というイメージを持ちますが、ただの1回であっても反復継続の意思があれば業として行ったことになり、行政書士以外の者が書類作成を行えば違法行為となります。

同法第12条には守秘義務が規定されておりまして、正当な理由がなく、その業務上取り扱った事項について知り得た秘密を漏らしてはならない。行政書士でなくなった後も、また同様とする。

第14条に懲戒規定があります。行政書士がこの法律若しくはこれに基づく命令、規則その他都道府県知事の処分違反したとき、または行政書士たるに相応しくない重大な非行があったときは、都道府県知事は当該行政書士に対し、次に掲げる処分をすることができるそうです。これは、戒告、2年以

内の業務の停止、それから業務の禁止と三つ書かれております。これは、行政書士法遵守に都道府県も大きくかかわりがあることを示していると思います。

法令を遵守することと、行政手続法及び三重県行政手続条例を尊重することによって、行政手続が適正かつ円滑に実施できます。その結果、行政書士法の第1条にありますような国民の利益の保護や利便に寄与することができます。

さて、三重県の実態はどうかといいますと、行政への申請書類は多種にわたりますが、三重県行政書士会から県内10カ所の三重県の建設事務所に協力依頼して出された資料がございます。

(パネルを示す) このようなものという感じで見ていただいて、字が細かいのでなかなか細かいところは見えませんが、県内10カ所の建設事務所をお願いしてこのような調査を行ったという、そんな感じで見ていただきたいんですが。これが一つの建設事務所でこれ1枚。(パネルを示す) 10の建設事務所の合わせた数字の資料がこのような形で作られております。

平成28年度中に提出された許可申請、決算報告、経営事項審査報告、その他の変更の4種類の合計の件数は1万3058件、うち本人が自らが申請しているのは5831件、行政書士に依頼したのが6275件、そして、その他が952件。このその他というのは一体何なのかというところが問題なんです、行政書士会から各建設事務所への調査依頼の説明書によると、このその他の952件は、申請者と受領者が異なっていた件数となっております。

申請者が法人の場合も多く、申請者の従業員であることが確認できたものは本人申請とカウントされていますので、このその他というのは一体何なのかというところが問題になってくるんだらうと思います。

それからもう一つ、(パネルを示す) これは建設業許可の申請書のフォームなんです、これも細かいのでざっとこのようなものだということをごらんいただければいいと思うんですが、この建設業許可申請書の最上段には申請者名を記載するところがございます。そして最下段には書類作成の事務担

当者を記載する欄が設けられています。

県の担当者は、申請者が書類作成を行政書士に依頼していない場合、書類に不備があったり、申請者に質問があったりしたときに、申請者または書類作成者以外の者に連絡をしているとも聞いております。

もし申請者または書類作成者以外の者に連絡をしていたとすると、それは書類作成について行政書士以外の第三者が関与していることを示していることになると思います。

(パネルを示す) 調査依頼した調査結果の表、先ほども示しましたが、これの一番右端がゼロになっております。その他代理申請件数というところですけども、経営事項審査のその他代理申請件数がゼロとなっています。

県に対しての調査依頼の書類に次のように書かれています。経営事項審査の申請において、本人申請で来ているが、複数の事業者につき添うなど、その者あるいはその団体による申請書類の作成が強く推認される場合は、その他代理申請件数でカウントしてくださいと、こういうようなお願いをしていますので、このその他代理申請件数ゼロの意味は、ここをゼロにしないと違法性を認めることになりかねないからなのだと推察されます。

そこで、お尋ねしますが、経営事項審査の現場では、申請者本人ともう一人、申請者の書類作成代行者となり得る行政書士でもなく、申請者が代表を務める法人の事務担当者でもない第三者が付き添い、行政職員の質問に対し、この付き添ってきた第三者が答える場面も見受けられるそうなんです。特に、複数の事業者に同じ第三者がついている場合などは、法に触れている可能性を強く感じますが、御見解をお伺いいたします。

〔水谷優兆 県土整備部長登壇〕

○県土整備部長（水谷優兆） それでは、経営事項審査と建設業許可申請の事務に係る御質問についてお答えをさせていただきます。

各建設事務所では、建設業許可申請内容について問い合わせ等をする際には、申請者から申し出のあった連絡先に問い合わせ等を行っております。その中には、議員が御指摘にあったように、申請書に記載された事務担当以外

の者の場合もございます。

経営事項審査では、申請者または代理人である行政書士の出席を求めています。審査会場では、それ以外の者の同席を拒んでおらず、同席者が回答する場合もございます。このような行為が、行政書士法で制限している書類の作成を業として行う場合には該当しないため、行政書士法に抵触するものではないと判断をしております。

経営事項審査事務の適正な取り扱いにつきましては、引き続き行政書士会とともに検討しながら適正化に努めていきたいと考えております。

以上でございます。

〔19番 石田成生議員登壇〕

○19番（石田成生） ちょっと質問を進めてまいります。

行政書士の監督官庁は三重県知事であり、直接的に指導監督する部署は総務部法務・文書課になりますが、行政書士の監督をする一方で、行政庁としては適法かつ円滑な行政手続を目指して、行政書士法違反のないように実効性のある施策を講じるべきかと考えております。

総務部のコンプライアンス意識の観点から御見解はいかがですか。お答えをいただきたいと思っております。

○総務部長（嶋田宜浩） コンプライアンスの観点からということでございますので。

県が所掌する各事務を適正かつ円滑に執行する上では、まず適正に書類を作成し、申請していただくことが重要というふうに考えます。

書類の作成、申請の手続等は、本人が行っていただくということが基本ではございますけれども、書類作成や申請手続に不慣れな場合等においては、法令の規定を遵守した上で、専門的知識を有する者を活用いただいたほうが、事務の適正かつ円滑な遂行に資することもあるというふうに考えてます。

こうした場合において、行政書士でない方が業として官公庁に提出する書類を作成するのであれば、行政書士法第19条第1項の規定に反することとなりまして、コンプライアンスの観点からこれは抑止すべきものであるという

ふうにご認識しております。

県では、三重県行政書士会と共同で作成した行政書士制度を周知する表示板を各窓口を設置する等の取組を行ってございまして、法に違反する行為の抑止につながるよう、今後も三重県行政書士会と連携して取り組んでまいりたいというふうにご考えてます。

〔19番 石田成生議員登壇〕

○19番（石田成生） ありがとうございます。

ちょっと質問をこのまま先へ進めさせていただきますが、大阪府の例を紹介をさせていただきます。平成22年2月定例府議会で行政書士法等の遵守徹底に関する請願というのを、これは三重県でも過去にも同趣旨のを採択されてるんですが、総務部長名で各部局長・各出先機関の長・各行政委員会事務局局長宛に通知しております。

具体的には、許認可等の申請書式が取得できるホームページにおいて、行政書士法により行政書士でない者が業として他人の依頼を受け報酬を得て官公署に書類を作成することを禁止しているということと、申請者本人の代理人となる行政書士の申請書類への記名押印の確認の徹底を挙げられております。

さらに大阪府ホームページには、府知事の建設業許可に係る申請・届出の窓口において、提出される方の氏名等を確認させていただきますと。これは、成り済ましの申請・届出を防止するため、各受付窓口において申請・届出の提出や通知書等を受領する際、本人確認をさせていただきます。各申請書の担当者・申請代理人の欄に、来庁された方の氏名及びご連絡先を記載してくださいと、こう書かれております。

本人確認についても記載がありまして、行政書士の方は行政書士証票、その補助の方は補助者証、それ以外の方は運転免許証や健康保険証、外国人登録証明書、住基カード、マイナンバーカード、パスポート等々の提示を求めています。さらには、本人以外、行政書士または行政書士の補助者が窓口に来られた時には委任状まで求めています。

このように、非行政書士による違法行為を排除するため様々な工夫を凝らしております。

続いてお伺いいたしますが、申請時においても申請内容の重要性に鑑みて、どなたが来られたのかを確認する必要があると思います。申請人でない者が申請書類を提出しに窓口に来る、申請人でない者が受領に来る、これは直ちに行政書士法違反にはなりませんけども、中身の重要性から、窓口に来られたのはどなたであるのか確認する必要があると思います。

本人でなく行政書士でない者が仕事として書類作成を行っているのであれば、行政書士のように罰則規定も存在しないため、虚偽書類の作成、虚偽申請の可能性も大きくなり、申請者本人に対して甚大な不利益を与えることにもなりかねません。

そして、補正・訂正といった行為も書類作成に当たりますので、その連絡は事業者本人に直接行き、修正も事業者本人に行わせる。この本来当然にあるべき対応を徹底することが違法行為をなくし、県民や県内企業の権利保護や利便の向上につながるものと考えますが、いかがですか。御所見をお答えください。

○県土整備部長（水谷優兆） 建設業許可申請窓口における本人確認についてお答えをさせていただきます。

建設業法では、本人確認の義務規定はないため、現在、許可申請書類等の受け渡しの際には本人確認は行っておりません。

しかしながら、建設業法に係る書類の受け渡しをする際には、議員御指摘のように、その書類の重要性を鑑み、来年度からは相手方の確認を行ってきたいと考えております。

以上でございます。

〔19番 石田成生議員登壇〕

○19番（石田成生） ありがとうございます。

ある程度、実のある御答弁もいただけたと思っておりますので。三重県も過去には同趣旨の請願を採択しておりますので、これは私一人じゃなくて、

当時になるのかわかりませんが、議会の総意ということになると思いますから、違法行為がなくなるような取組を今後もお願いをさせていただきたいと思います。

次の質問に入ります。

公共事業の変遷から考える右肩下がり時代の入札制度についてというタイトルでお尋ねをいたします。

この100年間の技術革新と人口増、税収増、ニーズの増によって、1996年までは公共事業は右肩上がりでも伸びてきました。ところが、少子化現象が起こって、総務省統計局国勢調査の数字によると平成22年の1億2805万7000人をピークに日本の人口は減少し始めました。

当然のことではありますが、人口が減れば納税者が減るので税収も減ります。公共工事の量的なニーズも減ります。新設物件が減るところか、既設の公共インフラをそのまま維持管理することが難しくなります。

さて、どんなまちづくりをしていくのかということではありますが、このような時代背景の中で、入札制度についての考え方を、この社会的環境の変化、人口が減るといった社会的環境の変化に合わせて進化させていく必要があると思います。

新時代の入札制度に必要なキーワードは持続可能性であります。人口増を出発点にほとんどのものが増加してきた時代は、右に向けて上がること自体が継続そのものだったと思うんです。その時代からも持続可能という言葉は使われてきましたけども、右肩下がりの時代に入ってからにはさらに真剣に持続可能を求めていかなければならないと思うんですね。

では、何をどのようにすれば持続可能な状態だと言えるのか、御認識をお尋ねしてまいります。

三重県の人口は、このところ年間1万人ペースで減少しております。そして社会保障関係費の増、借金返済の増で新規公共投資を増やすことはできないと財政状況の厳しさを説明されて、できないというか難しいということですが、説明をされてきました。

過去にはこのようなとき国に頼ってきましたけども、国は国でやがて年間の人口減70万人とか80万人とかいう時代を迎えることになる、どこまででにできるのかというのも疑問であります。同時に、人口減ということは、公共施設の必要総数も少なくなってまいります。古いものは壊して、新しいものをつくりながら、差し引きすると施設等公共インフラの総量は減っていく。

人が減っていきますので、今まで10個あったものは10個要らないから、例えば10個あったものが6個だけ必要といっても、4個壊して6個残せばいいというもんじゃなくて、その6個も古くなっていきますから、10個とも壊して新しいものを6個つくと、こういうことが進んでいくのかなと思うんですね。

いつの時代も質の確保は大切でありますけども、これからは今まで以上に質にこだわらなければならない、そんな時代になってくると思います。維持管理に要する費用を抑えるためにも、新設時の高い質の確保が求められ、さらには少子高齢化に伴い労働人口が減少することから、建設業に従事する人材確保が難しくなる中、優良企業の存続、技術者の育成が質の高い公共施設を将来に向け持続的に社会に提供され続けていくキーワードだと思います。

将来にわたり質の高い公共施設を社会に提供できる、質の高い建設事業者が存続していけるためには、適切な予定価格の積算が求められます。

ここからは予定価格の積算について少し触れます。公共工事の入札の上限となる予定価格は、資材単価、労務単価等の調査を行い、三重県が定める積算基準により算出していますが、資材単価、労務単価等は日々変化するものであり、予定価格を算出した時点と入札する時点では単価が異なっていることが考えられます。

これは時間の経過によって、積算に使った単価と入札時点での単価に差が生じているということです。積算時と比較して入札時の単価が大きく上回っている場合は、入札業者は予定価格100%でも応札できず、不調、どの業者も入札に参加しない事態になるということです。桑名市の市民病院やサオリ

一ナがそうであったようです。これは時間差が生んだ単価の差ですが、机上の設計と細かな現場の形状等や進入路の条件を加えた設計とでは施工費用にも差が出てくるのではないのでしょうか。

このように、その時点、入札の時点の実態に合った価格と予定価格の関係は、一致しているのかもわからないし、高いかもわからないし、ひょっとしたら低いかもわからない。低い場合は予定価格を上限とした入札制度の中で価格競争をして落札業者を決めることができますが、逆にその時点の実態価格が高くて不調に終わった場合は、予定価格の積算をやり直して、入札の手続をやり直しをしなければなりません。現制度のもとの予定価格はこのような性格を持っています。

次に、最低制限価格に対する私の考えを申し上げます。入札時点での価格に先ほど説明しましたように、予定価格がその時点で合っているかもしれないし、高いかもしれないし、低いかも知れないという予定価格をもとに、細かな係数を掛けたり足したりして出された最低制限価格というものに、一体どれだけの意味があるのか。入札時に最低制限価格を下回ると自動的に失格になります。それは何を意味しているのか。最低制限価格を下回った価格では、その工事はできないぎりぎりのラインであり、最低制限価格というのは、その工事はそれより下回るとできない、逆に言うと最低制限価格であればその工事ができるという説明もなされておりますが、果たして本当にそうなのか常々疑問を抱いておるところです。

仮に、ある一業者が最低制限価格で工事を受注し続けたとしたら、その業者は将来にわたり、社会に良質な工事を提供できる業者として存続できるのでしょうか。数年後、数十年後の質の高い工事を提供するための人材を、若いうちから育成できるのでしょうかという疑問があります。

高いかもしれない、安いかもしれないような予定価格をもとに導き出された最低制限価格に、この価格ならその工事ができるという意味を持たせることに疑問を感じております。

現在このやり方で長年続けられてきましたが、私は冒頭に申し上げました

時代背景の変化、人口減少から始まる右肩下がりの時代に、量から質への転換を起こす必要があると感じます。

そこで、お尋ねしますが、時代背景の変化に伴い、入札制度でどのような取組ができるのか。質の高い施設を整備できる事業者が存続できるために、発注者としてどのような取組を考えているのか、お聞かせください。

〔水谷優兆県土整備部長登壇〕

○**県土整備部長（水谷優兆）** それでは、質の高い施設を整備することができ
る事業者の存続のための入札制度の取組についてお答えをさせていただきます。
す。

良質な社会資本の整備に必要な技術力を有する建設企業が存続するためには、適正な利潤が確保できる入札制度とすることが、平成26年に改正されました公共工事の品質確保の促進に関する法律で求められております。

そのため、本県では、適正な予定価格の設定、低入札調査基準価格または最低制限価格の設定、予定価格の事後公表、総合評価方式の活用に取り組んでおります。

予定価格の設定に当たっては、施工現場の実態を把握し、最新の設計単価、資材等の実勢単価を用いて積算を行っております。なお、契約後に通常合理的な範囲を超える、例えば賃金や特定の資材の価格変動が工事費の1%を超えるような場合には、スライド条項の適用により契約額の変更を行っております。

あわせて、低入札調査基準価格及び最低制限価格を設定することでダンピング防止に努めております。

さらに、適切な見積もりを行わず入札に参加する建設企業を排除する取組として、予定価格の公表時期を入札締切後とする予定価格の事後公表の拡大を図っております。

また、落札者の決定に当たっては、適切な技術力を有する建設企業が落札できるよう、総合評価方式を活用しており、今後、その適用範囲の拡大を検討しておるところでございます。

これらの取組については、建設業界からも一定の評価を得ていることから、引き続き建設業界と意見交換を重ねながら、地域の建設企業が存続できるよう取り組んでまいりたいと考えております。

〔19番 石田成生議員登壇〕

○19番（石田成生） また後で感想を申し上げますが、ここまでは社会的な時代背景の変化からの事業者の持続的な質の確保について申し上げてきましたが、ここからは自然環境の変化から事業者の質の確保についてお尋ねをしてみたいです。

近年、突発的な豪雪やゲリラ豪雨、連続した台風の襲来により、三重県内でも大きな被害が発生し、現場近隣の事業者等に即座に対応を願わなければならない事例が多発してきております。

これまでも、業界と県は防災協定を結び、対応の仕組みをつくってきておりますが、災害の規模や頻度は想定を上回ってきております。今まで以上に地域の事業者との連携を深める必要があり、協力いただける事業者を育成させることが、持続可能な公の役目を果たすことだと思われませんが、御所見をお聞かせください。

○県土整備部長（水谷優兆） 本県では、災害発生時に緊急対応を行うことのできる地域の優良な建設企業の確保・育成が必要と考えております。

そのための方策の一つとして、受注機会の極端な偏りの解消に取り組んでおります。具体的には、同日に開札する複数の同種の工事の入札において、1件の工事を落札した者は、他の工事の落札者とはなれない方式の活用を行っております。

引き続き、県民生活の安全・安心を守り、良質な社会資本整備を行う地域の建設企業が存続できるような取組を進めていきたいと考えております。

〔19番 石田成生議員登壇〕

○19番（石田成生） ありがとうございます。

公の責任として工事の質を確保していかなきゃいけない、それも持続的ということなわけですよ。それには、その仕事を担っていただく事業者の

質が、これも瞬間的な話ではなくて継続的に質の確保ができる事業者に生き残っていただかねばならない、そういう認識は共通しておりまして、それに今どうしたらいいのかというの、例えば平成26年の公共工事の品質確保の促進に関する法律等々によって考えていただいたということだと思いますので、引き続き、時代の変化によって質ということがさらに重要になってくると思いますので、いろんな工夫をしていただきたいと思います。

ありがとうございました。

では、続いて、四つ目の質問に入らせていただきます。

三重県教育委員会の進路指導方針・職業教育についてお尋ねをいたします。奨学金破産の記事を紹介いたします。この記事のタイトルは、過去5年で延べ1万5000人、親子連鎖広がるというタイトルで、2月12日の朝日新聞の記事であります。

記事を紹介します。国の奨学金を返せず自己破産するケースが、借りた本人だけでなく親族にも広がっている。過去5年間の自己破産は延べ1万5000人で、半分近くが親や親戚らが保証人だった。卒業から20年以内に分割で返す。借りる人は、連帯保証人、これは父母のどちらか、と4親等以内の保証人を立てる人的保証か、または保証機関に保証料を払う機関保証を選ぶ。機関保証の場合、保証料が奨学金から差し引かれる。2016年度末現在、410万人が返している。国内の他の理由での自己破産が減る中、2016年度は最多の3451人と5年前より13%増えた。奨学金に絡む自己破産の背景には、学費の値上がりや非正規雇用の広がりに加え、機構が回収を強めた影響もある。奨学金をめぐるのは、返還に苦しむ若者が続出したため、機構は2014年度、延滞金の利率を10%から5%に下げる、もう一つは年収300万円以下の人に返還を猶予する制度の利用期間を5年から10年に延ばすなどの対策をとったが、その後も自己破産は後を絶たない。2016年度の奨学金制度の利用者は131万人で、貸与額は約1兆円と。奨学金破産の一例が紹介されていました。

その続きの記事ももう少し紹介します。2016年暮れの夜、父親である男性

(52歳)に東京で独り暮らしをする息子(27歳)から、父さん、迷惑かけることになってごめんとの電話があった。大阪の実家から私立大学の国際関係学部に通い、卒業して3年半。奨学金を返せず、自己破産するという。東京にいる息子は入学金30万円や年間100万円の授業料、通学費などのため、計800万円余りの奨学金を借りた。うち576万円は有利子で、大学卒業後は利息も上乗せして返してきた。大阪の父親は、入学したときはこんなことになるとは想像もしなかったと振り返る。息子が今働いているマーケティング会社の手取りは20万円ほど。家賃などを除くと、奨学金を返す4万円が重い。機構に返還猶予を求めたが、年収300万円以下の条件をわずかに超えた。延滞が3カ月に迫り、個人信用情報機関に名前が載りますよと告げられた。これはいわゆるブラックリストに載りますよということですね。20年返し続ける自信がなくなったという。家計が苦しくても、進学したいという息子の希望はかなえてやりたい。そう思い、日本学生支援機構の奨学金を借りた。まさかこんな形で返ってくるとは。父親は戸惑い、自らも自己破産する道を選んだ。一体何のために高い授業料を借りてまで支払って、大学に進学したのだろうと疑問に思えてくると、こう続いておりました。

どうしてこのようなことに陥ってしまったのか。これは、学力さえつければ、4年生の大学に進学・卒業さえすれば仕事はあるんだ、借りた奨学金は返せるんだ、企業は自分たちを待っているんだという伝説を信じ、錯覚してしまっているからなのだろうと思います。

一方で、自社の即戦力の育成や人材確保のためだと思われませんが、企業が大学や高校、専門学校、技能訓練校の設立・運営を行っているところがあります。トヨタ自動車が設立した豊田工業大学と大学院。同じくトヨタ自動車が職業能力開発促進法に基づき認定事業内職業訓練所を開設しております。高等部と専門部がありますが、高等部は工業高校機械科の卒業資格を取得することができます。

また、三重県にも大安製作所があります株式会社デンソーが、デンソー工業学園を1959年に当時の職業訓練法、現在の職業能力開発促進法に基づき事

業内職業訓練所を開設しております。工業高校課程と高等専門課程があり、工業高校課程では高等学校の卒業資格取得が可能であります。

その他に、日野自動車、マツダ、日立が工業系の学校や職業訓練のための訓練所を開設し、また、日本通運、ダイエーは流通業等の大学に出資・設立しております。

ここでのポイントは、大手企業が資本投入し、自社や業界の必要とする人材を直接育成しているというところです。とりあえず学歴を持っておけば、どこかの大学を卒業しておけば何とかなるだろうと。そのためには点数をとらなきゃいけない。このような学歴・学力偏重の時代が続いてきましたが、その結果、闇の部分として奨学金破産のような事態も招いています。

少子化により減少している若い労働力を、豊田工業大学やデンソー工業学園を通じ大手が確保してしまい、その結果、中小企業や小規模事業者の若手人材不足も引き起こしています。

さて、ちょっとパネルをお示しいたしますが、（パネルを示す）新学習指導要領の方向性には、「新しい時代に必要となる資質・能力の育成と、学習評価の充実」と最上段に示されており、その中身として、「学びを人生や社会に生かそうとする学びに向かう力・人間性等の涵養」「生きて働く知識・技能の習得」「未知の状況にも対応できる思考力・判断力・表現力等の育成」と三つが挙げられております。この上のほうの部分ですね。その下に「何ができるようになるか」とあります。この「何ができるようになるか」が一番大事なところで、自己満足ではなくて、社会にとって何ができるのか、企業に就職しようとする場合は、その企業にとって何ができるのか、どんな役に立てるのが大事であると思います。

社会にとって、企業にとって求められる何かができるような人材に育つことができている結果が、さきに紹介しました奨学金破産という結果に結びついているのだらうと思います。

毎年恒例になっております全国学力・学習状況調査の結果に対して、平成29年度の知事と教育長のコメントには口をそろえて、小中学校合わせた8教

科中7教科が全国の平均正答率を下回るという厳しい結果であり、大変重く受けとめておりますや、深刻に受けとめておりますとコメントされておりますが、そんなに深刻になる必要はないのではないかと思いますですね。

そこで、お尋ねいたしますが、先ほど学習指導要領でも御紹介いたしましたが、社会のために何ができるようになるか、未来の担い手となる児童・生徒らに対して、三重県教育委員会はどのような教育をしていくのか。

また、高校で進学や就職などを指導する際のキャリア教育について、どのような考え方で行われているのか、お答えください。

そして、公立高校職業学科について、社会のニーズに合った学科やその内容になっているのかどうか、三重県内の実業高校何校あるとか、それから科目がどのようなのかということについても御紹介をいただきながら、御見解をお答えください。

〔廣田恵子教育長登壇〕

○教育長（廣田恵子） まず、社会に求められる子どもたちの教育、それからキャリア教育、それから3点目に公立高校の職業学科の教育について、どのように進めていくのか、考え方をという御質問でございました。

グローバル化や情報化の進展、人口減少、高齢化の進行など、子どもたちを取り巻く社会の状況は急速に変化をしています。こうした変化の激しい時代において、子どもたちには、将来、社会人、職業人として自立し、様々な人と力を合わせながら、社会を生き抜いていく力が求められています。

各学校においては、こうした力を育むため、学校の教育活動全体を通して、子どもたちが友だちや地域の人と対話をしながら、各教科等で得た知識や考え方を活用して自分の将来と結びつけながら、問題を見出して解決をしていくと、そのような学習などに取り組んでいます。

キャリア教育についての考え方ですが、学校での学びが社会へとつながっていることを生徒が実感するとともに、学ぶこと・働くことの意義や大切さを理解することができるように、発達段階に応じた組織的・系統的なキャリア教育を推進しているところです。

高等学校においては、生徒が卒業後の進路を考える際に、自己の能力や適性に応じて、多様な選択肢の中から目的を持って自ら進路を決定する力を育成することが重要と考えています。

県教育委員会では、生徒の進路希望の状況などに応じたキャリア教育を推進するため、平成26年3月に、就職型、進学型、進路多様型の3種類のキャリア教育モデルプログラムを作成しました。各高等学校においては、モデルプログラムを参考に3年間のキャリア教育計画を作成し、学校全体でキャリア教育に取り組んでいます。

例えば、就職希望者が多い高等学校では、就職型のモデルプログラムを活用し、生徒が職業に対する理解を深め、自己の能力や適性に気づくことができるよう、企業の方を招いた講話やインターンシップ等を核に据えた取組を行っています。

また、進学希望者が多い高等学校では、進学型のモデルプログラムを活用し、生徒が将来の職業を見据えて進路選択ができるよう、企業や大学の研究室訪問を行い、働く人の話を聞いたり、大学での学びを体験したりしています。

今後も、学校教育全体を通じたキャリア教育を推進しながら、高校生が将来を見据え、目的意識を持って進路を選択し、社会の一員として貢献していける力を育んでまいります。

次に、公立高校の職業学科についての御質問でございます。

本県では、子どもたちの学習ニーズや地域産業の担い手育成に対するニーズ等を踏まえ、学校を設置してまいりました。現在、全日制の県立高校22校に、農業、工業、商業、水産、家庭、看護、情報、福祉に関する職業学科を設置しています。

全日制の高校の生徒総数に占める職業学科の生徒数の割合は平成28年度で30.8%となっており、全国の状況、これも平成28年度に比してですが、18.5%でございますので、三重県は比率として高い状況でございます。

各職業学科においては、関連する職業に関する基礎的・基本的な知識・技

術の習得に加えて、学校での学びと産業の現場とのつながりを理解し、産業界で求められる技術・技能を学ぶために、企業人による技能講習、産業界等と連携した商品の開発、長期の企業実習、デュアルシステムでございますが、そういったもの、それから病院や福祉施設での実習など、実践的な学習を行うとともに、技能士、測量士などの専門性の高い資格取得にも取り組んでいます。

平成30年度には、生徒が、将来、消費者に信頼される農業経営者や地域のリーダーとなる力を身につけられるよう、農業学科を設置する5校、四日市農芸高校、久居農林高校、相可高校、明野高校、伊賀白鳳高校において、国際水準のGAPに関する学習を進めます。

さらに、本年4月に設置する四日市工業高校ものづくり創造専攻科では、産業界と連携して人材育成会議を開催し、企業のニーズを踏まえた教育活動を進めます。

今後も、職業学科で学ぶ生徒が、将来、地域産業の担い手として活躍できる力を身につけられるよう、産業界と連携した企業実習等を通して、生徒の進路希望や社会のニーズに対応した職業教育を進めてまいります

〔19番 石田成生議員登壇〕

○19番（石田成生） ありがとうございます。

大手企業は自社関連の学校や訓練校を確保できても、なかなか中小企業はそういう体力はないので、その役割を果たしていくのが公立の学校とか訓練校、職業学科の役割だと思いますので、社会のニーズを敏感に捉えた職業教育を今後もお願いしたいと思います。

先ほどの答弁で御紹介いただきました三重県の職業学科の全日制の中の割合が30.8%、全国の18.5に比べて随分高い。さすがものづくりの県の三重県だなというふうに思います。

社会に求められる人材を育成・教育するために社会人経験者の教員採用も、やっぱり経験のある者の割合を増やしていくというのも、過去にも申し上げておりますが、ぜひそちらのほうの検討もお願いしたいなと思います。

とりあえず四大という時代ではなくなってきたらと思ひまして、そうすることによって、少子化の原因にもなってます子どもを産んで育てるのにお金がかかるうちの4年間分がその分でなくなりますよね。それとか、少子化によって若い労働力、大学へ行った4年間も労働力として使えるんじゃないかなど。そちらのほうに流れていったほうが今の時代の実態に合っておりますし、奨学金破産のような状態もなくなっていくと思ひます。

最後に、結婚適齢期の女性から三高人気ってありましたよね。高学歴・高身長・高収入。これも終わってるんですって、実は。もう最近の女性はそんな望まなくて、優しい人を望んでおるようです。家事をしてくれるとか、自分だけを見てくれるとか、そういう男性をこのごろの女性は望んでいるのを最後にちらっと紹介だけしまして、今日の質問を終わらせていただきたいと思ひます。

ありがとうございました。（拍手）

休 憩

○議長（舟橋裕幸） 暫時休憩いたします。

午後0時2分休憩

午後1時0分開議

開 議

○副議長（水谷 隆） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質 問

○副議長（水谷 隆） 県政に対する質問を継続いたします。37番 日沖正信議員。

〔37番 日沖正信議員登壇・拍手〕

○37番（日沖正信） 改めましてこんにちは。新政みえ、いなべ市・員弁郡選

出の日沖正信でございます。議長の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

私も、質問にもう何回となくこれまでに立たせていただいておりますけれども、何回立たせていただいても緊張するものでございます。緊張しながら今回も進めさせていただきたいというふうに思いますけれども、私としてできるだけ県民の皆さんにわかりやすいような題材を選ばせていただいて質問をさせていただいているつもりでございます。どうか1時間よろしく願いいたしたいというふうに思います。

質問に入らせていただく前に少しだけお許しをいただきまして、厳しい財政状況のもとでの平成30年度の予算編成に関しまして、冒頭の要望ということで少し述べさせていただいてお許しいただきたいんですけれども、一昨日の奥野議員の質問でも丁寧なやりとりがございましたところの、県債管理基金60億円の積み立ての見送りと企業庁への返済14億円分を期間延長して先送りするなどについてなんですけれども、財政不足の中で知恵を絞っていただいた結果の対応といえども、やはり返すべきお金を待ってもらったりとか、また本来必要なお金を先送りしたりする姿は、県民にとりまして県の財政は一体どうなってるんだろうかなというような、やっぱりこの不安のような感じを持たれると思います。

県民に信頼される県政であるためにも、このようなところ、やむを得ないということもありますけれども今なぜ財政難なのかも含めて、引き続きしっかりとわかりやすく県民の皆さんに説明をしていっていただきたいなというふうに思いますので、このことを据えさせていただいて、質問に入りたいというふうに思います。よろしく申し上げます。

では、まず一つ目の少子化対策について質問をいたします。

希望がかなうみえ子どもスマイルプランのこれまでの成果と今後の取組についてですけれども、少子化の問題は私たちの現代社会におきまして最も重要な課題であり、将来に向けた対策は待ったなしといわれた中で、平成27年、三重県におきましては、希望がかなうみえ子どもスマイルプランが策定され

まして、今日、地道な取組が進められているところでございます。

このプランでは、子ども思春期、若者・結婚、妊娠・出産、子育て、働き方など、それぞれのライフステージごとの取組方向を示して、きめ細かな対応を行ってきていただいているところでありまして、まち・ひと・しごと創生法に基づいて作成されました三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略の中でも、人口減少の自然減対策の基本的な取組方向として組み入れられておりまして、三重県の人口減少問題に向きあう上におきましても、希望がかなうみえ子どもスマイルプランによる少子化対策の成果が期待されているところでございます。

そんな三重県挙げての取組が進められております中で、先ごろ、平成28年度の三重県の合計特殊出生率は1.51という数字が示されました。直近の20年間で最も高かった平成27年の1.56より0.05下がったということでもあります。しかしながら、2年連続で1.5台を維持しているということから、平成16年の1.34を底に回復傾向にはあるということでございますので、今後のさらなる取組によって、この回復基調が維持されていかなければならないというふうに思っております。

合計特殊出生率が平成16年以来回復基調にあるのは、県民の皆さんと市町も含めて行政が少子化の課題をしっかりと意識して、子育て支援から始まって、一步一步取り組んでこられたからこそであろうと思いますし、また、希望がかなうみえ子どもスマイルプランが策定されて以来、それを柱として知事を先頭に、重点的に少子化対策の取組が行なわれるようになったことの影響も大きいと思っております。どうか今後も取組の成果がよい方向へ流れをつくっていつてくれることを願うばかりでございます。

おおむね10年先の目指すべき社会像を見据えて取り組む希望がかなうみえ子どもスマイルプランは、5年間を取組期間としておりますので、平成27年度のスタートから3年が経過し、いよいよ計画の後半に入ってきております。

そこでお伺いいたしますけれども、少子化対策というものは、長いスタンスで取り組むものでありまして、すぐに確かな成果を実感するということは

県民にとっても難しいものではありませんけれども、この3年間、先頭に立ってスマイルプランに取り組んでこられました知事として、成果、手応えをどのように感じられておられるのか。そして、それを踏まえて、残りの2年間に向けてさらに成果を生み出していくため特に注力していく部分など、どのような意気込みをもって推進をされていかれるのか。3年間の取組で改めて見えてきた課題というようなものもありましたらそれも含めて知事のほうからまずお聞かせをいただきたいというふうに思います。

そして、この少子化対策の二つ目の質問として、みえの出逢い支援事業についてお聞きをいたします。

結婚を希望する人たちが、素敵なお会いをして、幸せな結婚をする。そして、子どもが生まれ育まれる、少子化対策に向き合っていく上では、やはり結婚を希望する人たちが結婚に至るまでのところ、家庭を持つまでに至るところが不可欠であると思う次第ですけれども、そのところを今取り組んでいただいている事業が、みえの出逢い支援事業であり、その実践についてはみえ出逢いサポートセンターにおいて、イベントの情報提供から、出会い支援に係る普及啓発や市町等の取組の支援なども行っていただいております。

そのみえ出逢いサポートセンターですけれども、今年行っていただいた調査で、なかなか県民の皆さんに余り知られていないということの結果が出ましたので、今日こうやって話題に取り上げさせていただいた機会に、私のほうからも県民の皆さん方に、このみえ出逢いサポートセンターのPRをさせていただきたいと思うんですけれども。

(パネルを示す) これはサポートセンターのパンフレットですけれども、これを改めていただきました。「出逢いを望むみなさんへ」「三重県しあわせ全力応援!」「Nice to MIE you!」というんですかね、「みえでええ人みつけよに!」ということで大変出逢いサポートセンターでは熱心に取り組んでいただいております。大変、出会えそうないいパンフレット、チラシやと思うんですが。ただ、このかわいらしい方に会えるか、またこんなイケメンの方に出逢えるかは、それはちょっとわかりませんけれ

ども、本当にサポートセンターでは親身になって熱心に取り組んでいただいております。

また、あわせてぜひ企業にも応援いただきたいということで、（パネルを示す）企業さんに啓発するこれはパンフレットですけれども、企業に御協力もいただいて、大変この出会いの効果も上がっているというふうにもお聞きしております、どうか県民の皆さんには、ぜひ関心も改めて持っていただきまして、四日市市の都ホテルに隣接いたしました商業施設ラスクエア四日市の4階にあります、本当に気兼ねなく訪問できるような場所にありますので、ぜひ県民の皆さんも、訪ねてもらえたらありがたいというふうに思っております。

以上、私からのPRを挟みまして質問に戻りますけれども、みえの出逢い支援事業では、平成29年度におきまして、このみえ出逢いサポートセンターの取組にあわせまして、特に国の少子化対策の交付金を活用して、結婚や出産に関しての全国でも余り類を見ないような大規模な調査が、出会い支援の強化も含めて行われました。

全市町の若者や、また大学生、勤労者等あらゆる層への意識調査から、企業の結婚支援の考え方、ライフプラン教育、市町連携会議から複数企業による交流会の提供など、平成29年度は相当の予算を費やして、三重の出会い支援を進めるための膨大なデータづくりや、官民挙げての支援強化に向けた下地づくりがなされたものと理解をいたしております。

そして、それをもとにしたみえ出逢い支援等実施計画が策定され、4月から取組が実施される予定となっているということで、その計画の推進によって、結婚を希望する人たちの出会いがかなう、また、子を産みたい、育てたい人たちの希望がかなう、確かな成果が県民の皆様に大きく実感していただけることが期待されるところであります。

そこでお伺いいたしますけれども、このたびの調査等のデータは、各層を対象として様々なケースの相当量のデータが集められ、整理や分析がなされておられるようですけれども、どのように効果的な活用を行い、今後の出会

い支援の取組に生かしていかれるのか、また、三重の出逢い支援等実施計画の策定に当たってはどうか反映されたのかをお聞きさせていただきたいというふうに思います。

まずは以上よろしくお願いたします。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） まず、私のほうからみえ子どもスマイルプランの3年間の成果と課題をどのように捉えているのか、また今後2年何に注力していくのかということについて答弁をいたします。

平成27年に策定しました希望がかなうみえ子どもスマイルプランについては、今年度末で3年が経過することとなります。

設定しました二つの総合目標のうち、合計特殊出生率については、議員からも御紹介いただきましたけれども、平成27年が1.56で、この20年間で最も高い水準になるとともに、平成28年も1.51と、2年続けて1.5台を維持しています。

また、もう一つの目標である地域社会の見守りの中で子どもが元気に育っていると感じる県民の割合は、平成28年度が52.1%にとどまっており、やや低下する傾向となっております。

一方、14の重点的な取組の進展度について、重点目標の達成度合いや取組実績等により総合的に4段階で判断したところ、平成28年度は、進んだまたはある程度進んだと評価した取組が、男性の育児参画の推進など13項目、あまり進まなかったが、保育・放課後児童対策などの子育て家庭の支援の1項目、進まなかったは該当なしとなっており、有識者等で構成される三重県少子化対策推進県民会議において、全体的な進捗状況から、ある程度進んだと評価していただいております。

この3年間、みえの育児男子プロジェクトの取組により、男性の育児参画が大切という考え方が広まり、夫の育児時間が5年前と比較して1.5倍の53分となり、全国10位、伸び率でも全国7位となるとともに、みえのイクボス同盟の企業・団体数が約150の全国2位となりました。

また、私がサンキュー育休トークでお邪魔した企業では、男性の育休取得率が約3割にまで大幅にアップしたところが出てきたり、ファザーリングジャパンが実施したイクボス自治体ランキング調査で第1位の評価をいただくなど、イクボスや働き方改革の推進にも一定の成果があったのではないかと感じています。

さらに、家庭的養護推進計画に基づく里親委託率についても、昨年12月1日時点で、3年前と比較して1.5倍の24.2%まで高まるとともに、子どもの貧困対策計画の五つの支援の柱の一つである教育の支援についても、学習支援を利用できる市町がこの3年で6市町から25市町に増加するなど、各分野で様々な成果も出てきているところです。

しかし、二つの総合目標については依然として目標水準と乖離があることから、引き続き取組を進める必要があると考えております。

先月20日に発表した結婚、出産、子育て、働き方に関する意識調査でも、父親が育児をすることの考え方について、積極的に参加すべきと答えた割合は、女性の方が男性より約10ポイント高いなど、依然として男性と女性の意識にギャップが見られます。また、仕事と家庭の両立についても、事業所自らが制度はあるが風土がないと認識している状況が浮き彫りとなっています。

引き続き、男性や企業の皆さんを対象として積極的な取組を行っていくことが重要と認識しています。

加えて、子どもの貧困対策や児童虐待の防止、待機児童の解消、社会的養護の推進など、取り組むべき課題もまだまだ山積しています。

少子化対策には一発逆転のホームランはなく、成果があらわれるまでに一定の時間を要するとの認識のもと、今後も引き続き三重県少子化対策推進県民会議など、多様な皆様の御意見も踏まえながら、企業や大学、市町等の協創、みえ県民カビジョンに書いてある協創ですね、協創をより一層重視し、ライフステージごとに切れ目のない少子化対策の取組を着実に積み重ねていきたいと考えています。

〔福永和伸健康福祉部子ども・家庭局長登壇〕

○健康福祉部子ども・家庭局長（福永和伸） それでは、私からはみえの出逢い支援事業について答弁させていただきます。

県では、本年度、出会いの支援等を推進するため、内閣府の地域少子化対策重点推進交付金を活用し、大学生約1万6000人、住民約3万人、事業所の従業員約3万人、事業所3000社を対象に、結婚や出産、子育て、仕事との両立に関する大規模な意識調査を実施しました。

この調査の結果を幾つか申し上げますと、まず結婚に係る意識については、未婚の方の約8割がいずれ結婚するつもりであることがわかりました。また、現在、結婚していない人にその理由を聞くと、出会いがないという回答が最も多くなっている。その一方で、30歳代の未婚者の約4割は、婚活を一度もしたことがなく、自然な出会いを待ちたいとか、何をすればよいかわからないと、そういう回答が多く見られました。

また、参加したい出会いイベントとしては、カフェで軽食やお茶など、気楽なものが多く、そのほかにも、アウトドア、スポーツ、カルチャーなど、多様なニーズがあることがわかりました。

こうした出会いイベントの情報を提供しているみえ出逢いサポートセンターについては、先ほど議員からも御紹介ありましたように、認知度が1割程度と低いということがわかりました。しかしながら、4割程度の方は、利用したいあるいは利用を勧めたいというふうに回答しております。

職場から結婚を働きかけることがよいか悪いかということについては、従業員、事業所ともに、7割近くが望ましいと考えていることがわかりました。ただ、従業員のプライバシーを気遣って、どのように取り組んでよいかわからないという回答をする事業所が多くございました。

こうした調査結果を出会いの支援等に活用するため、今回、みえの出逢い支援等実施計画（仮称）を策定することとしております。取組内容については、1、情報提供、2、市町、団体の支援、3、企業の取組支援の3本柱で整理をしております。

具体的には、一つ目の情報提供としましては、より多くの方にみえ出逢い

サポートセンターの情報を届けるために、ホームページやメルマガによる情報発信に加えまして、例えば、三重県美容業生活衛生同業組合と連携をしまして、組合に加盟する各地の美容院でセンターの情報を紹介するなど、企業や団体等を通じた情報発信を強化をしまして、情報提供ルートの多様化に取り組んでいきたいと思っております。

二つ目の柱、市町、団体の支援では、市町ごとに調査結果や未婚率などの統計データが見える化して提供しまして、市町の取組を支援するとともに、自然な交流ができるイベントなど、多様なニーズに応じたイベントが充実するよう、市町、団体の企画立案や広報等の支援に取り組めます。

三つ目の柱、企業の取組支援では、事業所との連携を強化しまして、事業所自らが従業員の幅広い交流の機会を創出することへの支援等に取り組んでいきます。

このように、今回の調査結果は、市町や企業、団体へフィードバックすることによりまして、それぞれの自主的な取組につなげるとともに、県としては、これらの取組をしっかり支援していきたいと考えています。

今後の取組方針ですけれども、今後はスマイルプラン推進の原則でございます個人の意見や考え方を尊重し、価値観を押しつけないということに十分留意した上で、引き続き結婚の希望がかなう環境づくりに向けて、多様な主体との協創により取組を進めたいと考えております

以上でございます。

〔37番 日沖正信議員登壇〕

○37番（日沖正信） ありがとうございます。

知事からは、県民会議の評価結果の紹介もいただきながら、またこれまでのイクボスとか働き方改革などの成果も御披露いただきながら、また反面、目標水準に届かない点があったということで、その点をしっかり今後ということで、その点も含めながら答弁をいただきました。

そしてまた、局長からは、このたびのデータをしっかりと、三本柱の情報提供、市民団体への支援、企業の取組支援ということで生かして進めていく

ということでお答えいただいたわけですが、

もう一度だけ改めてお聞きしたいんですけども、先頭に立っていただいている知事、3年間これ努力して取り組んできていただいた中で、これ5年間の計画ということであと残り2年ですけども、この2年で、このところを特に注力していきたいんだという知事なりのところがあるんじゃないかなと思うんですけども、そのところでもしお答えいただけたら、あと2年、このところは力を入れていきたいんだという知事なりの思いがあったらお聞かせいただきたいのと、それとこのたび、いろんな膨大なデータを整理もいただいて、そしてこれから生かしていただく中で、やはり認知度が低いと紹介いたしましたみえ出逢いサポートセンターが、さらにいろんなデータを含めた活動ということになると、幅広く、既にサポートセンターでお聞きしたら、いろんな幅が広がってきたということで、啓発も、調査を行ったことによって啓発も進んで、既に幅も広がってきたということも聞いておりまして、さらにこれ、次の年度以降、現場の仕事量も増えてくるんじゃないかなというふうに思いますけれども、サポートセンターのこれからの充実とか体制の強化についてはどうお考えか、そのところだけ改めて聞かせてください。お願いします。

○知事（鈴木英敬） 子どもたちとか家族をめぐる課題というのは様々ですし、それぞれライフステージごとに支援をしていかないといけないので、これが一番ですというのはなく、一応全部なんですね。特に重点取組14の分野全部なんですけども。とはいえ、特にこれまでからの価値観とかの発想の転換が必要な分野のところは、確かに力を入れたと思います。それは例えば男性の育児参画のところであるとか、あるいは里親委託のところであるとか、あるいは子どもの貧困のところとか、そういう、今、全部がそれぞれの皆さんにとって大事なので、全部一生懸命やってるんですけど、発想の転換が必要な、価値観の転換の必要な部分のようなところには、繰り返しいろいろ述べたり、力を入れたり、そのような形でやらせていただいたのかなと思っています。

○健康福祉部子ども・家庭局長（福永和伸） 出逢いサポートセンターの今後

の充実策ですけれども、今、議員おっしゃられたように、今回の調査をきっかけに結構認知度が一定高まりまして、昨年の今ごろと比べると、今、会員が1.5倍になっております。そのせいでニーズも多様化しておりまして、そのほかにもいろんな課題がありまして、例えば、女性の申込みが少なく中止になるケースが多いですとか、あるいは地域によっては参加者が固定化しているといった課題も見え隠れしております。

このような状況から、今まさに国の交付金を活用しまして、センターの情報システムを改修中でございまして、それぞれの方のニーズにマッチした情報を選別して提供できるようにするなど、会員の目線に立った改善を進めております。このシステム改修によって、一定事務軽減も予想されておりますので、その分を企業や市町のサポートに回したいというふうに今考えております。

〔37番 日沖正信議員登壇〕

○37番（日沖正信） 再度ありがとうございます。

ぜひ、これから残りの2年、県民の皆さんの笑顔がさらに増えていくように、御努力をいただきたいというふうに思いますし、みえ出逢いサポートセンターにつきましては、事務の効率化ということですかね。そのことも含めながら考えていかなあかんということでお答えもいただきました。ぜひ充実強化よろしくお願いいたしたいというふうに思います。

時間も経過しておりますので、次の質問に入らせていただきたいというふうに思いますけれども、二つ目の質問なんですけれども、鳥獣害対策について質問をいたします。

まず一つ目は、みえジビエの推進取組についてでございます。

鳥獣害対策としての野生獣の捕獲が増加をする中で、その捕獲した野生獣を地域資源として有効活用する策として、また、獣肉を食べることを通じて豊かな自然の恵みや命の尊さを次世代へ伝えるためにも、今、ジビエ利用は大いに期待されているところであります。

三重県においては、そのジビエ利用に早くから着目した取組を進めてきて

いただいております、全国に先駆けて、みえジビエ品質・衛生管理マニュアルを策定しまして、ジビエの品質向上や衛生管理のための基準を定めるとともに、安全でおいしい野生獣肉が提供されるよう、そのマニュアルを遵守して、解体処理、加工、販売、飲食にかかわる事業者を三重県が審査し、登録する、みえジビエ登録制度を設けて、信頼されるみえジビエブランドの確立に努められておられるところであります。

このみえジビエの取組は、いよいよ県北部でも、私の地元いなべ市におきまして、市の公設でのジビエ工房が3月末に竣工されるとのことでありまして、この工房はみえジビエの登録施設として申請される予定とも聞いているところでございます。

(パネルを示す) 写真を撮ってきたんですけども、いなべ市にお許しいたきまして、まだ3月末竣工ということで足場もあってまだ途中なんですけど、こういう規模の施設が、いなべ市の藤原町の中で建設されておきまして、もちろん今紹介いたしましたように、厳格なみえジビエの認証をとってやっていくんだということでございます。

この施設の竣工を契機にいたしまして、いなべ地域におきましても、地域資源の有効活用のために、ジビエ利用が一層推進されるとともに、みえジビエブランドの更なる安定供給と発展に大きく貢献いただけることを期待しているところでございます。

このように、三重県におきましては、全国の中でも早くからジビエ利用の進んだ取組が行われているところですが、一方で国においても、平成28年12月に、捕獲した野生獣のジビエとしての利用促進などを盛り込んだ鳥獣被害防止特別措置法の改正案が公布・施行されるとともに、平成29年4月には、ジビエ利用の一層の拡大に向けて、省庁横断の連絡会議が設置・開催され、そして5月には、国の農林水産・地域の活力創造本部におきまして、ビジネスとして持続できる安全で良質なジビエの提供を実現するために、平成30年度に、捕獲から搬送・処理加工がしっかりとつながったモデル地区を全国で12カ所程度整備し、ジビエ利用量を平成31年度に倍増させることなど

の対応方向が示されたところでございます。

そこで、そのことを受けまして質問をいたしますけれども、国が平成30年度中に整備を進めるジビエ倍増モデル整備事業の内容はどのようなものと捉えられているのか、また、国のモデル事業を踏まえての今後のみえジビエ推進の取組はどうされていくのかについてお聞きしたいというふうに思いますので、まずよろしくお願いたします。

〔岡村昌和農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（岡村昌和） それでは、国の進めるジビエ倍増モデルの整備事業と、みえジビエの取組についてということで御答弁申し上げます。

捕獲された野生鳥獣をジビエとして利活用することは、継続的な捕獲による獣害の減少につながるとともに、地域の活性化にも資するものということで大いに期待されているところではございますが、一方で、安全性の確保がありますとか供給体制の整備、また販路の拡大が課題となっているところでございます。

このため、三重県では、全国に先駆けまして、先ほど御紹介もありましたジビエの品質・衛生管理を徹底するための、みえジビエ品質・衛生管理・マニュアルを平成23年度に策定するとともに、平成25年度には、マニュアルに基づいて取り組む解体処理施設と食肉加工、販売、流通に至る幅広い施設を対象といたしましたみえジビエ登録制度を創設いたしまして、現在106の施設が登録されているというところでございます。

また、平成28年8月には、みえジビエの取扱事業者が、ブランド力向上や消費拡大を目的といたしまして、みえジビエ推進協議会を設立したところでもありまして、県では、この協議会と連携いたしまして、衛生管理、品質向上のための研修会の開催や、みえジビエフェアなどの取組を行っているというところでございます。

今年度の国への提言活動におきましても、こうしたみえジビエの取組を説明するとともに、ジビエを獣害対策の副産物から食品ビジネス商品にしていくなための衛生管理基準の統一と的確な運用、消費拡大に向けたPRの実施な

どを提言してきたというところでございます。

このような中、国におきましては、このみえジビエの取組や、また他県の先進事例も参考としながら、ジビエの利用拡大を加速し、ビジネスとして持続できる安全で良質なジビエの提供を実現するため、先ほど御紹介もありましたジビエ倍増モデル整備事業を創設いたしました。

この事業におきましては、まず中核となる処理加工施設の整備、またジビエビジネスの展開に向けた人材確保、技能向上、流通・消費等の連携等の取組、そしてICTによる捕獲から流通に至る情報管理の効率化などの取組に対して支援を行いまして、捕獲から搬送、処理加工がしっかりとつながったモデル地区を整備していくとしております。

一方、県内におきましては、先ほど述べましたみえジビエ推進協議会が主体となりまして、県内各地の解体処理施設で一元処理された枝肉を集約し、精肉に加工する二次処理加工施設の整備や、精肉されたものを集約し保管する施設の整備などを行い、大口の受注にも安定的に対応できる供給システムを構築することが検討されているというところでございます。

県といたしましても、こうした捕獲から解体処理、加工流通までしっかりとつながった新たなシステムの構築は、国のジビエ倍増の方向性にも合致するということから、国の事業を活用いたしまして取組が進められるよう、協議会を支援していきたいというふうに考えております。

今後とも、みえジビエ推進協議会と連携いたしまして、消費者に安全で高品質なみえジビエを安定的に供給するとともに、地域資源を有効活用いたしましたみえジビエビジネスが地域の活性化につながっていくよう、しっかりと普及・推進に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

〔37番 日沖正信議員登壇〕

○37番（日沖正信） 御答弁ありがとうございます。

国の事業につきましては、県のほうも推進協議会が積極的に参画していけるように、支援、取組をしていかれるんだろうというふうには理解をしてお

るところでございます。この国の動きもぜひきっかけとして、積極的に相乗効果の中で三重県の中でみえジビエの普及、消費拡大が進んでいって、さらにブランドとして全国に出ているように、さらに改めて出ているように環境ができていけばありがたいなというふうに考えておるところですけれども。

改めて、普及、消費拡大という観点から再度一つだけお聞きしたいんですけども、この厳格な基準を遵守してブランドを守っていく、消費者の信頼を守っていくみえジビエのこの登録制度ですけれども、これを広めていこう、増やしていこうということになると、やっぱりこのジビエの安定供給というものが裏でどうしても不可欠になってくるというふうに思います。

そうなりますと、このみえジビエの制度の中で、厳格なルールを遵守して捕獲から販売までずっと一連の携われる、特に捕獲のところが特になってるかなと思ったりするんですけども、やっぱりこのみえジビエのルールの中で携われる人材育成というものがもつとなされてこないと、安定供給の環境ができていかないんじゃないかなというふうに思っておりますけど。いなべ市で一つまたできますので、それがまたさらに安定供給のもとになっていただければありがたいなというふうに思っておりますけれども、特にこの人材育成というところが不可欠と思うんですけども、今後このところについてどういうふうにお考えいただけますか。

改めてお願いします。

○農林水産部長（岡村昌和） 人材育成は非常に重要かと思っております、今現在、みえジビエ登録制度ございますけども、それを人材育成のほうにも適用する形で改正をすることを考えております。

具体的には、みえジビエの品質や衛生管理の徹底が図られるように、新たに捕獲から解体処理、普及等に関する講習会を開催いたしまして、それを受講していただいて、受講を義務づけるということなんですけども、そういうふうな高い技術を持った人材、あるいは一定の知識、技術、そういったものを持った人材を育成をしまして、その方々を登録するというような制度に改

正したいと考えておまして、今後はこういった取組を通じまして、みえジビエの普及、消費拡大等を進めていきたいというふうに考えております。

〔37番 日沖正信議員登壇〕

○37番（日沖正信） 再度ありがとうございました。

人材育成についても、積極的に進めていっていただけるようでございますので、どうか、期待をいたしたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

それでは、もう一つこの鳥獣害対策の中で質問をするんですけれども、大量捕獲技術の開発と利活用状況についてということなんですが。鳥獣害対策におきまして、実際の捕獲や柵の設置など具体的対策につきましては、市町が実施されておられるところでありますけれども、県におきましては、三重県全域の鳥獣の保護管理計画を定めて推進していくこととか、捕獲技術の研究開発と普及などの大きな役割がございます。

そこで、県の役割の一つである捕獲技術の研究開発と普及に関してお聞きするわけなんですけれども、以前、伊賀地域は県内でもサルの頭数が多くて、農業被害も大きい地域でありましたけれども、県農業研究所がICTと大型捕獲おりを用いて、サル被害対策の実証試験を平成26年度から27年度にかけて行われました結果、頭数、被害とも大きく減少したと聞いております。

もちろん伊賀地域の方々の皆さんの協力があってからこそその成果でございますけれども、あわせてやっぱりこの新たな大量捕獲技術の活用が大きな効果を上げられたということでございますので、ぜひこの伊賀地域で得られた成果が県内の様々な現場で活用されることを期待するところなんですけれども。この県が実証した大量捕獲技術の成果というのは、なかなかちょっと、私も地元で見たこともありますけれども、なかなか実感されるまで普及されとるのかな、成果が上がるとるのかなということがちょっとまだ実感されてきませんので、改めてどうなってるのか、お聞きしたいと思います。

お願いします。

〔岡村昌和農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（岡村昌和） 大量捕獲技術の成果と普及ということで御答弁申し上げます。

県では、サルによる農業被害の軽減に向け、市町に対して、サルの群れが及ぼす被害の程度に応じた対策や捕獲体制の整備について定めた地域実施計画の策定を促進しております。

また、計画に基づく獣害対策を実効性のあるものにするためには、追い払い等の対策とあわせて捕獲を進めることが重要であるというふうと考えており、県農業研究所がIT企業や鳥羽商船高等専門学校と共同開発したICTで管理する大型捕獲おりの捕獲装置、名前を「クラウドまるみえホカクン」といいますが、これを利用した取組を進めてきているというところでございます。

このクラウドまるみえホカクンですが、これは大型捕獲おりとあわせて使用するもので、その場になくてもスマートフォンからおりの様子を確認いたしまして、おりの扉を操作できるということで、群れ単位での効率的な捕獲を行えるというふうな特徴を持っております。

県の農業研究所では、地域の皆さんの協力もいただきながら、この装置を利用いたしまして、特にサル被害の大きかった伊賀地域において、平成26年度から2年間、被害軽減のための実証試験に取り組んでまいりました。

この結果、被害を及ぼす程度の大きい九つのサルの群れを追い払いが可能な五つの群れにすることができまして、サルの被害が大幅に軽減できたということで、地元からも高い評価をいただいております。

これまでに、この装置は全国で209基が導入されておりまして、うち県内には、地域実施計画が策定されている伊賀市など6市町と被害を軽減するための緊急対策として導入されている7市町、合わせて13市町で49基が活用されているというところでございます。

このため、県では、サル被害の大きい市町に対しまして、地域実施計画の策定を促すとともに、地域の実情に応じた支援を行いまして、この装置の普及と活用を進めていきたいというふうと考えております。

また、伊賀地域では、サル以外にシカによります被害も大きいということもございまして、農業研究所、林業研究所、それと兵庫県立大学と連携いたしまして、この捕獲技術を改良しながら、シカの被害対策の実証試験にも取り組んでおります。

この実証では、侵入防止柵の設置とあわせて、シカを効率的に捕獲することにより、集落周辺のシカの生息密度を低下させることで、被害の大幅な軽減を目指しておるところでございます。

今後とも、試験研究成果の普及を図るとともに、市町や地域協議会における被害対策の取組を支援し、被害の軽減につなげてまいりたいというふうに考えております。

〔37番 日沖正信議員登壇〕

○37番（日沖正信） ありがとうございます。

ちょっと時間を気にしておりましたものですから。パネルをつくってもらいましたので、ちょっとお願いしてみました。（パネルを示す）これが今お聞きしております大型の捕獲技術の仕組みでございますけれども、こういうものを普及をいただいておりますということで、ありがとうございました。

改めて、13市町に49基が普及しているということを確認をさせていただきました。ありがとうございます。ぜひ、県が開発実証したいシステムでございますので、さらに普及も図っていただいて、困ってみえる地域を助けるようなことが進んでいくように、よろしく願いいたしたいというふうに思います。

それでは、もう大分時間も経過してきましたけれども、三つ目の質問に入りたいというふうに思います。三つ目の質問ですが、小学校での英語授業の導入についてということでございます。

午前中の後藤議員の質問の中でも一部含まれてもりましたので、重複するところもありますけれども、御容赦いただいておりますというふうに思います。

グローバル化が急速に進展する社会において、将来を担う子どもたちには、

国際的な視野を持って、自分の意見や考えを発信できる力を身につけることが求められております。そのような中で、将来に向けて英語によるコミュニケーション能力を育成していくために、このたびの新学習指導要領の改訂によりまして、これまでの5、6年生の外国語活動からさらに進んだ小学校の英語教育が導入されることになりました。

三重県においても、その導入のための研修などが既に始まっているところでもありますけれども、小学校3、4年生から外国語活動として年間35単位時間を導入し、聞くこと、話すことを中心として外国語に慣れ親しみ、学習への動機づけを高めた上で、5年生、6年生になると、発達段階に応じて段階的に文字を読むこと、書くことを加え、教科としての外国語、年間70単位時間が導入されるということであり、本格的な全面実施が平成32年度から行われます。

そして、その全面実施を前に、小学校での英語教育を円滑にスタートするための準備として、この新年度、平成30年度からは、全ての小学校で移行措置として試行的な導入が行われることとなっており、移行措置といえども、いよいよ来年度から始まるということで、各学校現場や市町教育委員会では慌ただしく準備に追われておられるようでございます。

平成30年度から31年度の移行措置期間においては、3、4年生では15単位時間の外国語活動を実施する。5、6年生では現在行っている外国語活動35単位時間に15単位時間を加えて合計50単位時間を確保し、外国語活動の内容に加えて外国語の内容を行うとなっているとのことでございます。その上さらに、市町によっては、全面実施に向けた先行実施ということで、移行措置期間の基準にさらに単位時間数を増やして積極的に取り組まれるところもあるということでございます。

このように、いよいよ平成30年度、31年度が移行措置、そして32年度全面実施と進んでいくわけですが、3年生から外国語活動が、5年生から外国語科が始まることで、県内どこの学校においても試行錯誤しながら準備に取り組まれておられるようであります。

ちなみに、私の地元、いなべ市で取り組まれておられる状況をお聞きしますと、平成29年度に英語に係る研修として授業づくり実践研修や英会話力向上研修を実施して、教職員の指導力や英語力の向上を図る取組を行っておられるとともに、カリキュラム編成委員会を市で設置し、移行措置期間に各校で活用してもらえるような1時間の授業の指導案に取り組みれたり、公開授業の実施により教職員間で情報共有も図っておられるなど、小学校での英語授業の導入に向けて、様々なことを行っておられます。

しかし、このように取組を進めていただいている中でも、初めて教科化となることで、現場からは具体的な授業イメージが十分に持てない状況であるので、わかりやすくイメージが湧くような、私にもできるという自信につながるような研修や支援を求める声を多く聞かせていただいております。

また、ほかにも現場の声としては、専科の教職員さんが各学校に最低1人でも配置いただけるとありがたいのだがというような人的な課題とか、小学校の現職教職員に対して中学英語免許取得の講習が用意されてもいるけれども、多忙な現場において、ましてや子どもと向き合う時間を大切にすることで、気持ちはあってもとても余裕がないというようなお声などなど、また、午前中の後藤議員の質問にありましたけれども、総勤務時間とか働き方改革とのかかわりというところについてもやっぱり出てまいります。とにかく現場では今いろんな思いが持たれながら進んでいるようであります。

初めて外国語活動を行う教職員もおられますし、まして到達の度合いを評価することになる外国語科となりますと、小学校では誰もが初めて指導することになるわけですから、市町教育委員会や学校現場で不安を感じながら進めていただいているのではないかということは、私ども教育者でなくともお察しをさせていただくところであります。

小学校で英語を学ぶこととなれば、続く中学校での英語も変わってくることとなり、小学校で身につけた力を中学校でさらに伸ばしていけるような指導も必要になってきますし、さらにその後、高校まで続いていくものであることも思うと、なおさらであります。

以上、長く述べてしまいましたけれども、とにかく新たな英語授業導入に向けては、不安なく自信を持って臨んでいけるような体制づくり、環境づくりは今後もさらに必要と思いますし、英語の指導力をつけるために実施される各研修等については、多忙な学校での実務をこなしつつ、また、時には遠方に出向いて参加するのは大変なことでもありますので、参加しやすい工夫、また、内容も含めて効果的、効率的な工夫も必要であると思うところであります。

そこで、以上のことも踏まえて伺いますが、新学習指導要領に基づいて英語教育の早期化・教科化が図られてまいります、県教育委員会として小学校英語教育の円滑な導入に向けてどのような取組が進められているのか、また今後進めていくのか、お聞かせいただきたいというふうに思います。

よろしく願いいたします。

〔廣田恵子教育長登壇〕

○教育長（廣田恵子） 小学校英語教育の円滑な導入に向けてどのように進めていくのかについての御質問でございます。

議員からも紹介がございましたが、新学習指導要領において、小学校3年生、4年生で外国語活動が、小学校5年生、6年生では外国語科が、それぞれ導入されることとなりました。

これまで5、6年生は、英語に慣れ親しむことを目的に、聞くこと、話すことを中心に外国語活動を行ってまいりましたが、今後は教科書を使用し、新たに、読むこと、書くことの学習も行うこととなります。そのため、教員一人ひとりが、小学校英語を行う意義やその内容を十分理解し、適切に指導する力を身につける必要があります。

こうしたことを踏まえ、県教育委員会では、小学校英語教育に関する最新の情報をいち早く伝えるため、小学校教員を対象に、国の調査官を招聘した新学習指導要領の内容に関する説明会や、市町担当者を対象に、新しい教材の内容等についての説明会を実施してきました。

また、英語教育の早期化・教科化に伴い、時間割編成を工夫する必要がある

あるため、具体的な時間割の組み方や留意点を示したり、各市町の取組を共有したりすることで、学校の状況に応じた取組が進められるよう、市町教育委員会を支援しているところです。

教員の指導力向上については、平成27年度から3年間をかけて、全ての小学校の英語教育の中心となる教員に対し、具体的な指導法を学ぶ英語教育推進研修を実施してきました。

さらに本年度は、市町の教育研究所等と連携し、学校に近い場所で研修を受講できるよう、県内14地域で英語の授業づくり等について学ぶ地域別研修を実施しました。また、各市町の要望に応じ、指導主事や研修主事が市町を訪問して模擬授業を行う出前研修なども実施しております。

平成30年度は、新たに小学校の初任者研修に英語教育推進研修を位置づけるとともに、地域別研修を2地域増やして県内16地域で実施するなど、引き続き研修の充実を図ってまいります。

また、小学校での指導方法や評価に関する研究校を3中学校区指定して実践研究を行うとともに、小中学校における系統的な指導方法など、小中学校の円滑な接続についても研究を行います。

これらの成果については、公開授業を通じて普及するとともに、市町の指導主事と共有し、各小中学校での指導、助言に活用することで県内に広めてまいります。

さらに、小学校教員が中学校英語免許を取得するための認定講習を実施するとともに、指導体制の充実のため、非常勤講師等の配置も行います。

県教育委員会としましては、教員が自信を持って英語の授業を行い、県内全ての小学生が英語でコミュニケーションを行う基礎的な力を身につけることができるように、今後も市町教育委員会と連携して取り組んでまいります。

〔37番 日沖正信議員登壇〕

○37番（日沖正信） 御答弁ありがとうございました。

とにかく、外国語科ということになりますと初めてのことから、どう

か、今後も引き続き、自信を持って現場で教えることができるような環境づくりをお願いしたいのと、やっぱり私たちとしては、今、勤務時間が意識されている中で、確実にこれ全面実施となりますと1時間分は増えるわけですから、そういうところも、やっぱりそこをどう調整していくんかということも、そんなことも兼ね合わせながら、これから取り組んでいっていただきたいというふうに思います。私たちもまだこれから、小学校の英語教育まだこれからでございますので、折に触れながらまた御意見をさせていただきながらいきたいと思いますが。

ただ、一つだけ再度質問させていただきましても、職員採用選考試験におきまして、小学校英語教育推進者特別選考という10名の枠をつくっていただいています。どうも今年は合格4名やったと聞いてますけれども。しかし、この方々がやっぱり期待される英語の専門ということで人材になってくると思いますので、本格実施に向けて、全体の枠のバランスがあると思いますので、とにかく増やしてしていくというわけにはいかないかわかりませんが、ある程度、全面実施に向けて枠をもうちょっと広げていくというようなお考えはあるのかどうかだけお聞かせください。

○教育長（廣田恵子） 全体の学校数が減ってきて、子どもたちの数が減ってきているという中で、英語に関する教員がどんどん増えていくということにはならないと思いますけれども、これからは本当に教科として英語があるということになりますので、まずは教員自身が英語を指導する力をつけるように、そのようなことに注力していきたいというふうに思っております。

数がどんだけ増えるかというのは、これからの子どもの数でありますとか、そういうことにかかわってきますので、頭の中には入れて仕事をさせていただきたいというふうに思います。

[37番 日沖正信議員登壇]

○37番（日沖正信） ありがとうございます。

どうぞ頭の中に入れて、よろしく今後お願いしたいというふうに思います。

それでは、最後の質問に移りたいというふうに思いますけれども、もう時間が5分になってきましたもんですから、質問をかいつまって県土整備部にお聞きさせていただきたいんですが。

道路舗装と沿道の除草といった道路管理。一昨日も木津議員から道路管理の質問がありましたけれども、私のほうは道路舗装と沿道の除草といった観点で質問をいたします。

道路舗装の維持管理につきましては、状態の維持管理につきましては、包括外部監査のほうでも、舗装のひび割れが放置されている場所が少なくないんじゃないかとか、重大な事故につながりかねないんで、三重県道路舗装維持管理基本計画の改定というものを考えなければいけないんじゃないかというような御指摘も受けておられましたし、また、沿道の草刈りということにつきまして、これもほかの道路管理と同様に、道路を利用される方々の、県民の皆さんの見通しを図って安全を確保していくという、これも不可欠な管理上の取組でございます。

しかしながら、この草刈りのほうは、特に維持管理費、ある程度、道路の維持管理費確保はしていただけてますけれども、白線の引き直しとかと違って、こっちのほうはどうも厳しい配分の中で幅を狭めたり、先ほどほかの議員とも話したんですけども、自治会等への業務委託の制度がある程度定着してきました、大変お世話になっておりますけども、その自治会委託のほうも、ちょっと回数を減らしてもらえんかとか、そういう話もちょっとあるというふうにもお聞きしましたり、なかなかこの大切なことなんですけれども、その辺がちょっと十分にいかないということで。

この自治会委託のことにつきましては、パネルをつくってきましたんで、映していただきたいんですけど。（パネルを示す）これ草刈り作業の自治会等への業務委託の制度ができてからだと思うんですけど、平成12年にできてからやと思うんですけど、これずっと右肩上がりが増えていってございまして、最近はどうも4年ほど、少しずつどうも微減みたいな感じになってるんですが、これはひょっとしたら地域も高齢化してきておることもあるのかなと思

ったりするんですけど、このように増えてきておりまして、定着もしてきております。

ぜひ、業者さんに委託するよりも安価に済みますし、地域でやっていただくということでありまして、やっぱり地域の知った方が携わっていただくことは安心ですし、ぜひこういう制度もさらにPRして活用していただきたいんですけども。ここでは、道路舗装の維持管理と、そしてその沿道の除草といったところで、県土整備部としては、どのような課題があるというふうに認識されて、今後の対策を行っていかれるつもりなんか、ちょっと時間が少なくなりましたけれども、お答えいただきたいというふうに思います。

〔水谷優兆県土整備部長登壇〕

○**県土整備部長（水谷優兆）** それでは、県管理道路の維持管理についてお答えをさせていただきます。

道路の維持管理は、道路整備の進展や道路に求められる機能の多様化により、その対象は増加し、なお内容につきましても複雑となっております。

しかしながら、先ほど議員からもありましたように、道路管理に充当できる財源は限られております。

そこで、道路管理業務においても、コストの縮減に取り組むとともに、優先度を明確にした事業実施が求められております。

御質問のありました道路の舗装修繕では、三重県道路舗装維持管理基本計画を策定し、舗装工事を行ってきましたが、包括外部監査の結果報告にもあったように、管理基準の確保が困難な状況となっております。

そこで、道路状況を確認の上、管理基準等の見直しを行い、新たな道路舗装修繕計画を平成30年度に策定したいと考えております。

また、道路除草は、安全な自動車走行でありますとか、道路空間の美化を目的とし、自治会等への委託などを活用しながら実施をしております。地域の皆さんからは、道路の美化、景観維持のための除草の要望が多く出されております。

また、自治会等への委託につきましては、グラフでもお示しいただいたように、参加団体数が横ばいとなっているような状況になっております。

そこで、維持管理等への委託につきましては、少人数でも取り組んでいただけるように、除草面積要件の緩和でありますとか、高齢者のグループでも参加いただけるように申請方法や作業完了の確認方法などの改善に取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

〔37番 日沖正信議員登壇〕

○37番（日沖正信） ありがとうございます。

道路管理、今の除草のことにつきましても、面積要件の緩和とかいうのをお考えもいただいておりますということでございますので、そんなところまた期待もさせていただきます。時間でございますので終結させていただきますけれども、どうかまた引き続き県民の皆さんのためによりしくお願いいたします。

終わります。ありがとうございます。（拍手）

○副議長（水谷 隆） 48番 山本教和議員。

〔48番 山本教和議員登壇・拍手〕

○48番（山本教和） 通告に従いまして質問をさせていただきたいと思っております。

まずは、第1項目め、知事の訪中と日中関係についてであります。

隣国中国は、人口13億8000万人を擁して、将来アメリカを抜いて世界ナンバーワンになる経済大国、そういうふうにも言われております。可能性を秘めた国であるわけでありまして。中国4000年の歴史の中で、私が見た数十年というのは本当に歴史の一コマ、この一コマをとって中国はこうあるべきだというような、そんなことは全く思っておりません。発展する中国と、国と国、地方政府同士、どうやって友好関係を結びながら、お互いに発展していくか、こういう観点で質問をさせていただくのでございます。

その中国を、知事は昨年12月下旬に和歌山県の仁坂知事と訪中をされました。参加しようという、そういったきっかけというのはどういうことだった

のか、そういうことをまず聞きたいと思うんですね。

私は親中派ではありません。日中関係は率直に言って、そんなにいいもんだ、良好な関係であるというふうには思っておりません。尖閣の問題だとか、ガス田、また海洋進出ということで頻繁に報道されておるわけではありますが、最近ちょっと静まっているようであります。ひょっとしたら微妙に改善がされて、雪解けと違うんやろうかと、そういうようなことを言う人もおるわけです。今年はいみじくも、知事も言われましたように日中国交正常化45周年の年であるわけですから、何か動きがあるというふうには私は思っておるわけです。

三重県も河南省と昭和61年、田川知事の時代に友好提携を結んだわけです。歴代の知事ずっとその友好に努力されてきたことは私もよく存じておるわけです。政治と経済は別だ、地方政府同士はやっぱり仲よくしてかなきゃいけない、こういうふうなことでありますけれども、積極的な関係を取り戻す時期が到来しているのかなというふうに思いますが、知事はどのようにお考えなのかと、そんなふうに思います。

今から半世紀も前ですけども、自分が大学に入学したときに、大学の先生から、4月です、こういうふうに言われました。君たちの姿を見てみると凜とした空気というのが感じられない、もっとしゃんとしろということをするんですね。何を言うんかな、先生というふうには思ったんですが。あの中国の若者を見よと。毛沢東語録を手に掲げながら、一心不乱に行進しているあの姿を見よと言うんですよ。ああ、そうかいなというふうに思ってたんですが。それを言ったのは三重県の鳥羽市の出身でありました政治学を担当された中村菊男という先生でありました。

この先生は、今はもうありませんけれども、当時の民社党のブレーンのお一人でありまして、春日一幸さんやら佐々木良作、塚本三郎、そういった人たちのまさにシンクタンクのお一人だったと、そんなふうと言われておったわけです。

当時テレビは毎日のように中国の混迷する姿というのを報道されてた。

知事、うんうんと言うてますけど、恐らく知事生まれてないと思うんですわ。生まれてない。文化大革命が起こったのが1966年ぐらいですから、恐らくまだ知事は生まれてなかったと思うんですが。当時、走資派といわれる人々を捕まえて、三角の帽子をかぶせて、それで糾弾したと。こういうような歴史を見せられてみると、我々まだ10代でありましたけども、余りにも強烈な印象があったもんですから、その印象というのがずっと引きずってて払拭されていないと、そんなようなことであります。

1966年の文化大革命は、まあ起こったと。混乱してる中で、毛沢東の妻といわれる江青、江青女史の例の四人組が裁判にかけられたり、また、毛沢東の後継者といわれる林彪が自分で飛行機から墜落しちゃったり、そんなことがありました。

だけど、そういうような混乱の中で、中国の指導者で最も日本に近いといえますか、理解を示したのが胡耀邦という総書記でありました。小柄な方で、非常に好感が持てた総書記だったんですね。山崎豊子さんが、この胡耀邦に3回も取材に応じてもらったと。中国残留孤児の姿を描いた「大地の子」という小説がありますけども、その小説の取材に応じてというようなこともあって、いろんなそんな歴史を少し述べさせていただきました。

その胡耀邦さんが亡くなって、それで中国の若者が天安門事件を起こしたわけですね。それからずっといろんな歴史の変革があって、経済発展があって今日に至ると、こんなことであります。

時代が変わって、変遷とともに大きくなったこの中国に対して、知事は今回の訪中でどんなふうな印象を持ったのか、率直な意見をお聞かせいただきたいな、そんなふうに思います。何分にもセンシティブなこともあるでしょうから、印象、あまり厳しくなくても結構ですので、今回の訪中について思いを聞かせていただきたい、そんなふうに思います。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 今回の訪中と、中国をどう捉えているかということについて答弁をいたしたいというふうに思います。三重県のこれまでの中国との

関係についても少し触れたいと思います。

今回の訪中は、昨年の日中国交正常化45周年、今年の日中平和友好条約締結40周年、昨年11月の安倍総理と習近平国家主席による日中首脳会談など、日中関係改善の兆しが見えつつある好機を捉え、人的ネットワークの構築、県内への誘客、県産品の販路拡大などにつなげたいとの思いで参加をいたしました。

三重県におきましては、これまで、河南省と昭和61年に友好関係を締結して以来、様々な分野において幅広く交流が行われてきました。行政間においては、代表団による相互訪問のほか、共同研究、研修員の受け入れ、講師の派遣などを行い、また、民間においても企業間の交流、友好団体による支援活動や少年スポーツ親善試合など、幅広い分野での交流を継続してきました。

また、河南省に限らず中国全体との関係においても、公益財団法人国際環境技術移転センター、I C E T Tにおいて、国内外で中国人の方を対象に研修を行うなど、I C E T Tを通じた環境分野における技術協力を継続的に行っていきます。

また、中国との経済面での関係では、県内企業の主要な進出先であり、かつ富裕層をターゲットとした有望市場であることから、三重県国際展開支援窓口を通じて県内企業の事業展開を引き続き支援していくとともに、県産農林水産物、食品の販路開拓などにも取り組んでいます。

さて、中国をどう捉えているかということにつきまして、少し述べたいと思いますが、中国は一昨年の伊勢志摩サミットに首脳が集ったG7加盟国のように、自由、民主主義、基本的人権、法の支配という普遍的価値を共有する国ではありませんが、我が国の隣国であり、最大の貿易相手国です。

また、過去においては世界の工場との色合いが強くありましたが、今や世界最大のマーケットとしての位置づけが大きなものとなり、我が国や我が県の経済発展においても無視できない存在となっております。

そのような意味からも、日中両国が様々なチャンネルを通じて良好な関係を持つことは、両国民にとってプラスであると考えています。

また、中国は、私たちにとっても重要課題である北朝鮮における拉致問題や核ミサイル開発問題の解決に関して、重要な役割を果たす存在であることから、我が国として必要な関係構築をしなければならない存在でもあります。

しかしながら、中国が相当なスピードで軍事力を拡張していること、東シナ海や南シナ海において国際ルールにのっとらず一方的な現状変更を行おうとしていること、尖閣諸島などの周辺に中国海軍の艦船が接近する等の行為を繰り返していること、漁業に関する公海上での乱獲を行っていることなど、大いに懸念する事案が様々存在していることも事実です。

いずれにしても、中国との関係においては、一面的な要素で判断するのではなく、多面的な要素をしっかりと認識しながら、三重県や三重県民の皆様にとってプラスの方向につなげていくために、どのような行動をとるかということが必要であると認識しております。

というような私の認識でありますので、訪中の印象においても、経済のところ、あるいは政治で少し改善の兆しが見えるね、経済に携わっておられる現場の皆さんも、日本の企業の皆さんなんか、少し改善が見えてきているので良好になってきたということはおっしゃっておられましたけれども、一方で、私が今懸念のようなことを申し上げましたので、多面的な要素を見ながらつき合いをしっかりとしていく。先ほど申し上げたG7のような普遍的な価値を共有する国ではないので、そこはしっかりと多面的に見ながら、できる交流はしっかりとやっていくということではないかというふうに思っておりますので、河南省との交流、あるいは官民の様々な交流においても、そういう面をどういうふうに三重県にとってプラスにしていくかというようなことで行動していくということが大事だと思います。

〔48番 山本教和議員登壇〕

○48番（山本教和） 今、知事が答弁されたように、今後ともいろんな分野で交流していくことが大事だと。

たまたま来年はG20で、恐らく中国の首脳も来られるでしょうから、その機を捉まえて、さらに友好を図っていくというのはとても大事なことだなと、

そんなふうに思います。

私、一つね、我々の時代の社会の授業というのは、大化の改新は何年だとかそんなことばかり覚えさせられてたんですよ。それも大事なんです、近代史というのはとても大事だと。だけど大体、江戸の末期で終わっちゃうんですよ。もう1月ぐらいで終わっちゃうわけですよ。そうじゃなくて大事なのはこういった日中間をどう生徒同士で、また生徒と先生同士で議論をしていくかと、そんなようなことが大事だというふうに思ってたんですが、日本もいよいよこの近代史に力を入れていこうと、そんな時代がやってきそうな感じですので、とてもいいことだなと、そんなふうに思うわけでありませぬ。

次に移らせていただきます。観光振興におけるインバウンドの取組であります。

政府は、明日の日本を支える観光ビジョンで2020年に訪日旅行者数を4000万人ということを定めて、いろんな施策を展開されているわけでありませぬ。4000万人、非常に大きいように見えますけども、フランスとかアメリカは8000万人、スペインが7000万人、今言った中国は6000万人ということでありませぬから、自国への観光客は、日本はもっともっと伸びしろがあるし、大勢の方々には日本に来てもらわなきゃいけないというふうに思っております。

ひょっとしたら、2016年が2400万人、2017年が2800万人、今年3000万人に到達するかもわかりませぬ。例の6月施行の住宅宿泊事業法がいよいよ施行されるということでありませぬから、3000万人いくというふうには思っております。

そんな中で、訪日客の85%はアジアなんですよ。中国が26%、韓国が21%で、台湾が17%ということでありませぬ。この数字でもおわかりいただけるように、このアジアの人たちをもっともっと日本に訪れてもらうべく、いろんな施策というのは考えていかなきゃいけないと、そんなふうに思うんですが。

最近、余り中部国際空港のLCCのことについて報道がされておられませぬけども、実績はどうなんだろうかと。これをまずお聞きしたいと思うんですよ。

その後クルーズ船に行きたいと思います。まず、そのLCCについてどんなふうな状況になってるかということをちょっとお聞きしたいと思います。

〔河口瑞子雇用経済部観光局長登壇〕

○雇用経済部観光局長（河口瑞子） セントレアにおけるLCCの運行状況についてお答えさせていただきます。

インバウンドの旺盛なLCC需要に対応するため、セントレアにおいてもLCCの就航が相次いでおり、現在はジェットスター・ジャパン、タイガーエア台湾など六つの航空会社が合わせて5カ国6都市に週63便を運行しています。また、マレーシアに本拠を置くアジア最大のLCCであるエアアジアのグループ会社のエアアジア・ジャパンがセントレアを国内唯一の拠点としています。

今後は、アジアに向けての新たな国際航路の開設が見込まれるほか、既に2カ国に就航しているLCCのジェットスターについても、今年の春セントレアが拠点空港となることから、今後の路線拡大が期待されています。

LCCを含めたアジア航路の現状についてですが、東南アジア方面からのインバウンドの急増を受け、セントレアにおいても新規就航や増便、あるいは機材の大型化や臨時チャーター便の運行が相次いでいます。最近の主な動きとしては、スターフライヤーが台北線を今年10月に新規開設することを発表いたしました。また、ベトナム航空・ホーチミン線、香港エクスプレス・香港線、セブパシフィック・マニラ線などが昨年後半に増便するなど路線の拡大が進んでいます。

これら新規就航の状況や増便の機会をしっかりと捉えて、空港会社や中央日本総合観光機構、近隣県市とも連携し、県内への誘客につなげていきたいと思っております。

以上です。

〔48番 山本教和議員登壇〕

○48番（山本教和） ありがとうございます。

次に、今後大いに期待されるクルーズ船の件であります。

この前、四日市港に入港したのであります。知事のトップセールスもあるでしょう。また、四日市港管理組合の関係者の皆さんの努力もあったと思います。そんな中で、このコスタネオロマンチカ、聞いてみますと、乗客数が約1500人と、外国人が約320人であったそうであります。四日市港に接岸してどこへ行ったのか。ここが一番大事なんですね。受け入れ側はおらが町へということで、四日市市内へ行った人もいるでしょうし、また伊勢神宮へ行ったという人もおるわけであります。

そんなことで、周辺の市町の企画力がこの際問われてるというふうにするんですね。そういった接岸して、その乗客の方々にどんなプランを提供するかということがとても大事でありまして、私は、例えば津でしたら、この前、国宝に指定された専修寺というのは、日本建築でこんなところがいいんだよとぜひとも見てもらいたいというそんな提案をすとか、これとても大事なんですね。

今まで実績のあった鳥羽港も、沖に停泊してたみたいですけども、飛鳥Ⅱだとか、ぱしふいっくびいなすだとか、あとダイヤモンド・プリンセス、そういった船が鳥羽港に入港したと。地元の観光業者の方々、また観光協会の方々、行政の方々、いろんな知恵を絞りながら、伊勢神宮へ行ったり、志摩のリアス式海岸を見に行ったり、そういうことをやってるわけで、ここを今後もっともっと充実させていくために、県は今後どのような市町との関係を構築していくか、アイデアをどう出していくかということを手導的にリードしていかなくちゃいけないというふうに思いますが、何か施策があればお伺いをしていきたいと思えます。

ちなみに、先ほど紀州の議員に聞きましたら、熊野も、熊野の沖で花火をクルーズ船から見る、そんな企画を立てたとか、今年はまた飛鳥Ⅱの4倍ぐらいの大きなクルーズ船が入ってくる予定であるというようなことも今教えていただきましたので、その辺も含めて県の取組を教えてもらえればどうかいなど、そんなふうに思えます。

○雇用経済部観光局長（河口瑞子） 今年1月2日に四日市港に初寄港しまし

たイタリア客船の乗客のうち、今、議員からも御紹介ありましたように、約1500人のうち外国人の乗船客は約320人ということで、大半がイタリアやアメリカなどの欧米のお客さんでございました。

行き先として、このクルーズ社が設定しましたオプションツアーは、伊勢神宮コース、湯の山温泉コースと伊賀流忍者博物館及び関宿コースの3コースが実施され、約100人の外国人の乗船客に御参加いただきました。

また、四日市商工会議所独自のショートツアーとして、鶴森神社の初詣と茶室泗翠庵の初釜体験会といった日本のお正月らしい文化体験にも満足していただいたところでございます。

今後、9月にはまたコスタネオロマンチカが再び四日市港に寄港するとともに、6月から11月にかけてダイヤモンド・プリンセスが四日市港と鳥羽港へ合わせて6回寄港していただけるということで、いろんなチャンスが増えていると思っております。

行き先として魅力的なところをしっかりとクルーズ船社とか、その中で企画をする旅行会社に訴えていけないといけないと思っております。多くの関係者がプレーヤーとして積極的にいろんな魅力的なツアーを提案していく必要がありますので、県としましては、四日市港や鳥羽港における客船誘致団体をはじめ、市町や商工団体、観光関連事業者等、幅広い関係者の参画を得て、クルーズ船の受入体制の充実・強化に向けた協議会を4月に設立したいと思っております。

その中でインバウンドについても、三重県の豊かな自然、伝統文化、食など、多様な魅力を十分楽しんでいただけるよう、しっかりと提案をしていく必要がありますので、本当に伊勢志摩国立公園満喫プロジェクトや三重まると自然体験の取組とも連携しながら、海女小屋体験といったような、その地域にしかない魅力を生かした体験プログラムについて、しっかりと提案していきたいと思っております。

以上です。

[48番 山本教和議員登壇]

○48番（山本教和） ありがとうございます。

クルーズ船、四日市港の場合にはどんなツアーだったかわかりませんが、鳥羽港の場合、ある企業がそのまま船に社員を乗せて鳥羽港へ来たというような、そんなようなこともあるみたいで、今後とも大いに伸びしろのあるクルーズ船でありますので、みんなのアイデアを出してもらいたいなど、そんなふう願ってやみません。

ある雑誌、どこで書いてあったかちょっと忘れましたが、クルーズ船の方々は、そんなに買い物しないということです。そうかもわかりません。だけど、そういった今言われたようなところへ行って、お土産を買って、自国へ帰る。例えば中国なら中国の方が行って帰ってくると。そうすると、土産物を配りながら、日本の宮川という川は何とすばらしかった、きれいな川か、一回、我々が教えられてた日本とは大分違うから、あんたも行っておいないと、こういうようなことを言ってくれるチャンスというのがあるというふうにある雑誌に書いてあるんです。なるほどね、これも大事だね、そんなふうにも思った次第であります。

今後この伸びしろのあるクルーズ船について、精いっぱい頑張ってもらいたいと、そんなふうに思います。

言っていないかわかりませんが、もう学生のときに四日市のある酒造会社、某宮崎酒造というんですが、その宮崎君とエーゲ海クルーズというのに行ったことがあるんです。その島々は、ローマ時代、ギリシャ時代のそんな遺跡がたくさんあるところで、その一つがミロス島のヴィーナス、農民が畑を耕してて、かちんと当たったのがミロのヴィーナスだということです。そういうような歴史の探究とか、そういうようなところへも大いに考えていかなきゃいけない、地元としてですね、そんなふうにも思います。

例えば、鳥羽だったら答志島を訪れてもらって、島民の人らと交流するとか、神島へ行ったら神島の古くから伝わる伝統文化に触れてもらうとか、そういうことも一つの切り口かなと、そんなふうにも思います。

次に行かせてもらいます。介護人材の確保についてであります。

昨年もこの問題について質問をさせていただきました。全国的に介護人材の不足、慢性的な現象でありまして、何とかしなきゃいけない、こんなふうに言われておりますが、なかなか起死回生策が出てこないということでもあります。

せっかく国や県の支援を受けて整備をしても、その施設が十分に活用されてない、こういったところがたくさん見受けられるわけでありまして、こういった状況を何とかうまく回転させるために、今後どのような施策が考えられるのか、こんなふう思うわけでありまして。

県は、平成30年度予算で新規事業で介護人材確保、新たな仕組み創造事業というものを提案されておりますけれども、この内容について説明を願いたいなど、こんなふうに思います。

〔田中 功健康福祉部長登壇〕

○健康福祉部長（田中 功） それでは、介護人材の確保のために、平成30年度、新年度新たな事業を考えておりまして、そのことについて御答弁申し上げます。

平成30年度におきましては、介護人材対策を厳しい状況の中さらに一歩前に進めるための二つの新たな事業に取り組むこととしております。

まず、職場環境の改善に積極的に取り組んでおります介護事業所が社会的に評価される仕組みづくりを行います。具体的には、人材育成支援や職員の処遇改善など、職場環境の改善に取り組んでいる事業所に、その取組内容について実行宣言を行っていただき、県がこれを認定し、広く県民に公表することによりまして、介護職場のイメージアップや働きやすい職場づくりを進め、介護職場における若者等の新規参入の促進や離職防止につなげていきます。

また、介護職場におけます介護助手の取組の導入に向けた支援を行っていきたくと考えております。具体的には、三重県が全国に先駆けて取り組んでおります、地域の元気な高齢者を介護助手として育成し、介護施設で働いていただく取組について、取組の進め方に関するマニュアルを作成することで、

県内の介護施設への導入を支援し、介護職員の負担軽減と中高年齢者の多様な人材の参入を促進していきたいと考えております。

今後も関係機関と連携しながら、介護従事者の確保、定着に向けた取組の一層の推進を図っていきたいと考えております。

以上でございます。

〔48番 山本教和議員登壇〕

○48番（山本教和） ありがとうございます。

健康福祉部長が言われた定着に力を入れるということでもあります。育成ももちろんでありますけれども、ただ現実には、その地域でいろんな施設が立ち上がるじゃないですか。新規に学校を出てくる福祉コースで学んだ若い人たちとか、少ないんですよ。少ないですから、今まで従来いた職員の方を違う新しい事業所が争奪戦というか、そういうことが地域であるんですね。そうじゃなくて、何とかコンスタントに、福祉コースやらそういった専門学校やらを卒業した方々が地域で定着してくれるような、そんな仕組みを考えていくことがとても大事なのかなと、そんなふうに思います。

現実には現場で健康福祉部長も十分に見ていただいているし、理解もしていただいているというふうに思いますので、今後も精いっぱいこの人材の確保について県として頑張っていただきたい、そんなふうに思うのであります。

ある事業所ではもう人がいないということですから、EPA、フィリピンだとか、あぁいった経済連携協定を結んでる国へ行って人材確保のために精いっぱいPRしてくるんだとは言いつつ、中身を見てみるとかなりハードルが高いと。出るほうも高いけども、受け入れるほうもいろんなそういったハードルが高くて、簡単に日本で思ってたようなそんなたやすいことではないというようなことがわかったそうであります。どうぞひとつ県の役割を大いに期待をいたします。

次の4番目の教育について、英語教育についてであります。

先ほど日沖議員が詳しく質問し、県当局も詳しく答弁をしていただきました。小学校の3年、4年生というのは、英語に慣れ親しむということ、それ

から5、6年生が教科ということであります。教育長の答弁で、コミュニケーションを図るべく努力していかなきゃいけないと、そんなようなことを言われてました。全くそのとおりであります。

今まで、我々の団塊世代なんかは、もう全く英語が話せません。話せる人がおるかもわからんけども、話せないと思います。大体こう言われてたんですよ。グローバル時代だから英語を使えなくてほとか、日本人は英語の読み書きはできるけども、話せないと、こんなことです。文法、訳読ばかりやっている授業はよくないというような、こんなことも言われておって、会話のさらなる時間を設けるべきだと、こんなふうになんと言われておりました。ですから、前倒し、前倒して、小学校へと、こんなふうに行ったんだというふうにするんですけども。

以前も言いましたけども、数学者で小説家でもあります藤原正彦さんなんかは、至るところで、一に国語、二に国語、三、四なくて五に算数と、こういうことを言うておるんですね。小さい子どもに、読解力がないのに英語をばんばんやって、英語は英語で教えるんだというようなことというのはよくないというふうに言ってるんです。それは、NHKの英語講座の鳥飼玖美子さん、教育長も御存じだと思うんですけど、この方も雑誌なんかで、小学校からの英語については、やっぱりルールがあるねと。先ほど言ったコミュニケーション英語、基礎の英語をしっかりと学ばせるというのが大事だよと、こんなことを言うておるんですよ。

そんな中で、私は今まで、早ければ早いほどいいよねと、ネイティブな英語を小さいときから聞かすのは大事なことだよと、こんなふうにしてたんですけども、いろんな方がそういうことを言われると、何が本当なのかわからないということもあって、教育委員長はおりませんけども、教育長、肝心かなめの教育長がおりますので、教育長の見解というのを、個人的な見解も含めて結構ですので、文部科学省に別に寄り添わなくても結構ですから、その辺のところを見解を聞かせていただきたい、そんなふうに思います。

〔廣田恵子教育長登壇〕

○教育長（廣田恵子） 英語を学ぶことについてという御質問でございます。

私のほうから説明をさせていただきます。

グローバル化が進展する中、国際的な視野を持って、豊かな語学力やコミュニケーション力を身につけて、地域や世界で活躍できるグローバル人材の育成が求められています。このため、これからの学校教育においては、対話や議論を通して相手の考えを理解したり、自分の考え方を伝えたりしながら、多様な人々と協働して課題を解決していく力を育成することが重要です。

英語の授業においても、言語やその背景にある文化に対する理解を深めて、身近な話題や世界の幅広い話題について、情報や考えを適切に英語で伝え合う力を生徒に育むことが必要だと考えております。

このため、県の教育委員会では、各学校において、英語教員が英語で授業を行ったり、生徒が英語でやりとりをしたりする時間を十分に確保することができるよう、英語の授業の改善に取り組んでいます。

特に、高等学校においては、英語で話す力の育成を喫緊の課題と捉え、本年度は、各学校の状況に応じて、生徒が英語で身近な話題について意見交換したり、社会問題について発表や討論をしたりする活動に取り組んでいます。

また、普通科や職業学科など県立高等学校4校を指定し、英語における、話す、書く力を育成するための指導と、その評価に係る実践研究を行ってきました。その中で、インターネット等を活用したネイティブスピーカーとの会話による英語学習の研究や、校内のスピーチコンテストの実施など、特色ある取組やその成果を、実践発表会を通して県内の高等学校に普及しました。

県教育委員会では、今後も英語で話す力をより重視した授業への改善を進めて、英語による実践的なコミュニケーション力の育成に取り組んでいきたいと考えております。

〔48番 山本教和議員登壇〕

○48番（山本教和） ありがとうございます。

鳥飼さんなんかは英語教育を英語で教えるのはよくないよねと言ったとたん、教育長は英語で教育するというようなことを言われて、何がいいか

わからないということを申し上げたんですけれども、そういうことも大事です。我々の高校のときは英英辞典、今もあるんですけど、英英辞典というのがあるんですよ。私の後ろにいる吉川議員なんかはよくできた、物すごくできたほうなんですけど、英語を英語で訳すという英英辞典。だけど本当にあれが有効だったのかなというようなこともあったりして、というふうに思うんですね。

4校を指定したりして県は頑張ってるというふうな話もしたりされてたんですけども、私ね、底上げが大事。小中学校はもちろんですけども、高等学校の1、2年生で基礎英語というのをしっかりと身につけさせるというのがとても大事で、それが大人になっても十分に有効な手だてになるんだと、そんなふうに思うんです。

この前、志摩市で外国人の方々を集めて避難誘導訓練というのをやったんですよ。その難しさというのは、外国人ですから、その誘導する方が英語がなかなかできないとか、ポルトガル語がしゃべれないとかということで、非常に苦労したというふうなこともあって、大人もやっぱりしゃべれるように、簡単な英語ですよ。とても大事だと思うんですね。

一つ提案なんですけれども、最近どこの小学校でも読書の時間があるじゃないですか。学校へ行く。そうすると朝の10分間というのは読書の時間を設けるとか、そういうことをやっておる学校あるんですよ。たくさんあると思います。英語を、そのネイティブな英語を聞かせるために、朝の読書と一緒にような感じで、子どもたちに聞いてもらうというのも一つの手段かなというふうに思うんですけど、そういうような考えというのはどうですかね。

○教育長（廣田恵子） 本日の答弁の中にもございましたように、英語活動でありますとか語学活動でありますとか、それから教科化という中で、文部科学省のほうからも、毎日、例えば10分ぐらいずつするという方法でありますとか、あるいは1単元そのままやるとか、いろんな方法は示しておりますので、各市町教育委員会、それから学校のほうで朝の10分、まず慣れてもらう、英語をいつも聞くみたいなところに重点を置いてやろうというような学校も

現れてくると思いますので、その方法等についてもこれから県教育委員会のほうで情報を収集しながら、各市町教育委員会にもこんなふうにこんなことをやってる学校があるというふうなことは共有しながら進めていきたいというふうに考えております。

〔48番 山本教和議員登壇〕

○48番（山本教和） ありがとうございます。

いずれにいたしましても、もう覚えちゃうと死ぬまでやっぱり身につけてますから、これは投資しても必ずそれ以上のものがあるということを思っておりますので、どうぞ県も頑張っていたきたいと、そんなふうに思います。

次に行かせていただきます。私立幼稚園についてであります。

平成30年度、幼稚園関係の政府予算案というのは、国庫補助金、それからあと地方交付税ともにアップになったということでもあります。また、さらなる幼児教育の質を高めるために、他県と比べて財政基盤の低い県内の私立幼稚園に対する助成というのが極めて大事だというふうに思っておりますし、我々、党もそうだし、あと、今、議長席に座ってる水谷副議長が会長になって、私学を考える会というようなこと、それから幼児教育を考える会というような、そういうことも団体もあって、知事に対して私学の振興について精いっぱい頑張ってもらいたいということをずっとお願いをしてまいりました。

経常費助成における県費の上積み額でありますけれども、その推移ですけれど、平成27年度は144円、それから平成28年度が160円、それから平成29年度が220円、平成30年度というのはどんなふうになっていくんでしょうか。お伺いしておきたいと思います。

〔福永和伸健康福祉部子ども・家庭局長登壇〕

○健康福祉部子ども・家庭局長（福永和伸） それでは、今おっしゃった私立幼稚園等と振興補助金の県費上積み分について御答弁させていただきます。

私立幼稚園をめぐる今の経営環境は、近年の少子化の影響を受けて大変厳しいものとなっています。その中であって、理想とする教育・保育理念に

基づきまして、特色ある個性豊かな幼児教育を推進されている各園での取組を、県としてもしっかりと支援する必要があると考えております。

このため、私立幼稚園に対して私立幼稚園等振興補助金を交付しております。その基本となる補助単価につきましては、毎年、国庫補助金と地方交付税により定められた金額に加え、県独自の上乗せを行っております。

大変厳しい財政状況ではありますけれども、平成30年度当初予算における県単の上乗せ単価につきましては、本年度と比べ大幅に増額させていただいたところでございます。

今後とも私立幼稚園を支援するために、全国中位の水準となることを目指しまして、段階的に県単上乗せ額の拡充に努めてまいります。

以上でございます。

〔48番 山本教和議員登壇〕

○48番（山本教和） ありがとうございます。

大幅に増額をしましたと言われましたけど、幾らなのか。私、平成27年度幾ら、平成28年度幾ら、平成29年度幾らというふうに言ったじゃないですか。だから平成30年度は幾らなのか、こう聞いとるわけですよ。別に秘密にする必要も何もなく、予算も上程されてますので、教えていただきたいと思えます。

○健康福祉部子ども・家庭局長（福永和伸） 大変失礼しました。

実際の額というのは団体と交渉の結果、正式に決まりますんですけども、当初予算案に計上している額は454円で計上しております。

〔48番 山本教和議員登壇〕

○48番（山本教和） ありがとうございます。

454円というと、今年の倍以上ということでありますから、財政厳しき折によく頑張ってくれたと思います。こう言えと津田議員から言われとるものですから。これも、この議会はよかったな、本当にそう思うわけであります。

それで、今言われたように、全国で中位ぐらいをキープしてるということを言われたんですが、この平成30年度のその向こうですね。平成31年度、平

成32年度もやっぱり中位を守るために県は努力していくということでもいいのかどうかということをお聞かせを聞かせてもらいたいと思います。

○健康福祉部子ども・家庭局長（福永和伸） 先のほうはまだ決まったことではありませんので確たることは申し上げられませんが、私どもとしては計画的に段階的にその中位を目指して努力してまいりたいと考えております。

〔48番 山本教和議員登壇〕

○48番（山本教和） ありがとうございます。

これは三重県私立幼稚園協会のほうから、その辺のところをぜひとも聞かせてもらいたいねというようなことでありました。

だんだんと子どもたちが少なくなっていく中で、精いっぱい子どもの教育を自分たちが守っていくんだというような、そんな幼稚園の先生方たちの団体でありますから、大事に大事にこれからもしていかなきゃいけないのかなど。これは園児に限らず地域もそうだし、親御さんにとってもそうだし、行政にとっても非常に大事なことだというふうに思いますので、どうぞよろしくお願いをいたしたいと思います。

次、私立幼稚園の教諭の処遇改善についてであります。最後であります。

幼稚園は学校教育の始まりであり、子どもの成長を助けるとともに、その後の学校教育の基礎を培う教育の場だということでもあります。近年は子どもの生活状況というのは著しく変わっておりまして、社会もいろんな課題が発生をして、子どもたちを取り巻く環境というのが非常にはかり知れないものがあるわけがあります。そんな中であって、重要な立場にある幼稚園並びに幼稚園教員でありますけれども、給料の面はどうなのかなということを思うんですね。

例えば、平成28年度の9月分でありますけれども、ですからちょっと前でですね。文部科学省が発表した給料月額報告でありますけれども、公立で27万4000円と私立が21万円なんです。この数字だけで私立は低いねというようなことを言うつもりはありません。やっぱり公立の場合は、先生方たちの年代で40

代の方々が非常に多いところというのはやっぱり給料が高くなってるし、これは看護師さんも一緒であります。

そんな中で、今後、公私間比率の差を縮めるために、何とか県当局は努力していただかなきゃいけないというふうに思うんですけども、お考えをお伺いしたいと思います。

○健康福祉部子ども・家庭局長（福永和伸） それでは、私立幼稚園における処遇改善の取組についてですけれども、幼稚園教諭の中には保育士資格をあわせ持つ方が非常に多くて、最近、保育所が人材不足になってますので、保育所等での採用が増えておりまして、そのせいで私立幼稚園での人材不足が課題となってきております。

ですので、人材確保のためにも処遇改善は大変重要であると私どもも認識しております。この処遇改善の方法は、平成27年度から始まりました子ども・子育て支援新制度に移行した新制度の幼稚園が従来のままの私立助成による幼稚園かで扱いが異なります。

まず、新制度に移行している私立幼稚園につきましては、保育所等と同じでございまして、これまでも段階的に処遇改善を実施してきておりまして、今年度も研修による技能の習得や職責に応じて最大月額4万円の処遇改善を行っておりまして、しかもその費用は幼稚園に対して全額支給しております。

一方、従来からの私学助成を受ける私立幼稚園は、平成29年度、本年度に初めて、国において幼稚園教諭の処遇改善への補助制度が創設されました。

その内容は、まず園が通常のベースアップを行いまして、その上でさらなる給与改善を行った場合に、国と県とで一定補助、2分の1の補助を行うというものでございまして、県としても12月補正予算におきまして、その所要額を確保したところでございます。

ただ、この補助制度につきましては、通常のベースアップ分の全額と、それからそれを上回る処遇改善額の2分の1は幼稚園側で自己負担する必要がございまして、経営環境が厳しい私立幼稚園には大きな負担となっていると認識しております。

こうしたことから、保育所や新制度に移行した幼稚園と同様に、幼稚園側の負担を求めない処遇改善制度となるよう、今も国に対して要望を行っているところでございます。

議員言われましたように、幼児教育は子どもたちの人格形成の基礎を培う極めて重要な教育ですので、子どもたちの輝く未来のためにも、今後とも私立幼稚園への支援につきまして国への要望をしっかりと行い、県としても頑張っていくということで考えております。

〔48番 山本教和議員登壇〕

○48番（山本教和） ありがとうございます。

今、看護師不足も言われておるし、また保育士不足というの也被われて、特に保育士さんは脚光を浴びとるわけですよ。そんな中で、今言われたように、新制度に移行しつつある園が多い中で、依然として私たちは子どもたちに教育をするんだという、そんな園というの也被りあるわけでも、そういう意味でそこにいらっしゃる先生方たちの処遇改善というのは大事だと思ふんですね。

都会も恐らくいろんな動きがあるんでしょう。園の動きがあると思ふんですが、今後、子どもたちの将来を担う幼稚園教諭の処遇改善には、県は今後とも精いっぱい頑張つてやっていただきたいなど、そんなふうにも思ふわけでもあります。

今日は、知事の訪中と、あと観光振興と介護人材、それから英語教育と私立幼稚園ということで質問をさせていただきました。時間が少し残りましたが、私が最後でありまして、今日ですよ、後に迷惑をかけるというようなことがありませんので、これで終結させていただきたいと思ふます。

ありがとうございます。（拍手）

○副議長（水谷 隆） 以上で本日の県政に対する質問を終了いたします。

これをもって本日の日程は終了いたしました。

休 会

○副議長（水谷 隆） なお、明3日及び4日は休日のため休会であります。
3月5日は定刻より、本会議を開きます。

散 会

○副議長（水谷 隆） 本日はこれをもって散会いたします。
午後2時59分散会